

# 第 1 編 総 則

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画の目的

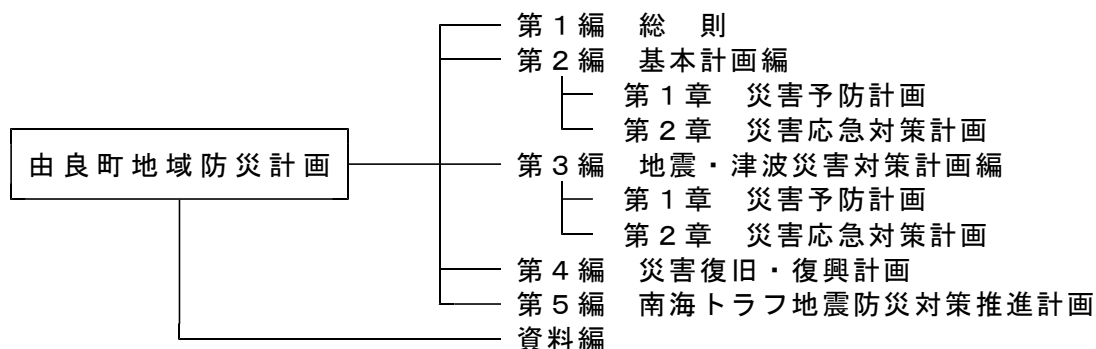
「由良町地域防災計画」（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第42条の規定に基づいて策定されるもので、由良町における災害対策について、防災関係機関がその防災力を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たり、町民の生命や財産を災害から保護するものである。

- 1 災害の未然防止、災害の拡大の防ぎよ及び災害復旧に関し、由良町、県並びに町の区域を管轄し、若しくは、町内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町域の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良並びに防災のための調査研究、教育及び訓練等の災害予防に関する事項別の計画
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項別の計画
- 4 災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 5 災害復旧に関する事項別の計画
- 6 その他の計画

## 第2節 計画の構成

本計画は、第1編「総則」、第2編「基本計画編」、第3編「地震・津波災害対策計画編」、第4編「災害復旧・復興計画」、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」からなっており、第2編「基本計画編」、第3編「地震・津波災害対策計画編」は、さらに「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」からなっている。

### 1 計画の構成



### 2 計画の内容

#### (1) 第1編 総則

本計画の目的を明らかにし、町及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱及び災害特性・想定される災害の規模等について定める。

#### (2) 第2編 基本計画編

##### 第1章 災害予防計画

風水害等の一般災害の発生を防ぐとともに、災害が発生した場合に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災対策、救助・救援・救護体制等の整備や、地域基盤の安全性強化など災害に強いまちづくりに関する事項等を示す。

##### 第2章 災害応急対策計画

災害が発生した場合の迅速、的確な初動活動体制に関する事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の災害応急対策及び災害救助法の適用等に関する事項を示す。

#### (3) 第3編 地震・津波災害対策計画編

##### 第1章 災害予防計画

前編に示す「基本計画編」の他、地震・津波災害の特性から特に考慮すべき対策事項を示しており、災害被害の発生を未然に防止するとともに、被害を最小限度に止めるための措置について定める。

第2章 災害応急対策計画

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保など、町災害対策本部及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

(4) 第4編 災害復旧・復興計画

町民生活安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、復興計画の事前策定等、すみやかな災害復旧を図るための事項を示す。

(5) 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などに関する事項について定める。

(6) 資料編

本町及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

### 第3節 計画の運用

#### 1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があるときは町防災会議に諮り、修正する。

#### 2 他の計画との整合性

本計画は、由良町における災害対策全般に関し、基本的、総合的な性格をもつもので、防災に関する各種の計画を含んでいる。

また、国の防災基本計画や和歌山県地域防災計画、各機関の防災業務計画等との整合性に配慮している。

#### 3 計画の習熟

町及び関係機関は、本計画の遂行にあたって、それぞれが責務を十分に果たせるよう平常時から研究・訓練等により、本計画の習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき計画の要旨を公表し、町民に周知徹底を図るものとする。

## 第4節 用語

- 1 本計画において、次の各欄に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各欄に定めるところによるものとする。

県本部	和歌山県災害対策本部
県支部	和歌山県災害対策本部の支部
本部	由良町災害対策本部
県計画	和歌山県地域防災計画
本計画	由良町地域防災計画
県本部長	和歌山県災害対策本部長
本部長	由良町災害対策本部長
県防災会議	和歌山県防災会議
防災会議	由良町防災会議
知事	和歌山県知事

- 2 本計画に定めた以外に、必要とする事項が生じた場合には、県計画を準用する。
- 3 その他の用語については、災害対策基本法の例による。  
本計画において次の組織名称等は、本部設置の如何にかかわらず、それぞれ以下のとおり読み換えるものとする。

本部設置時	本部不設置時(平常組織時)
本部	総務政策課
本部長	町長
副本部長	副町長
部、班	課、室、局
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
日高支部	日高振興局

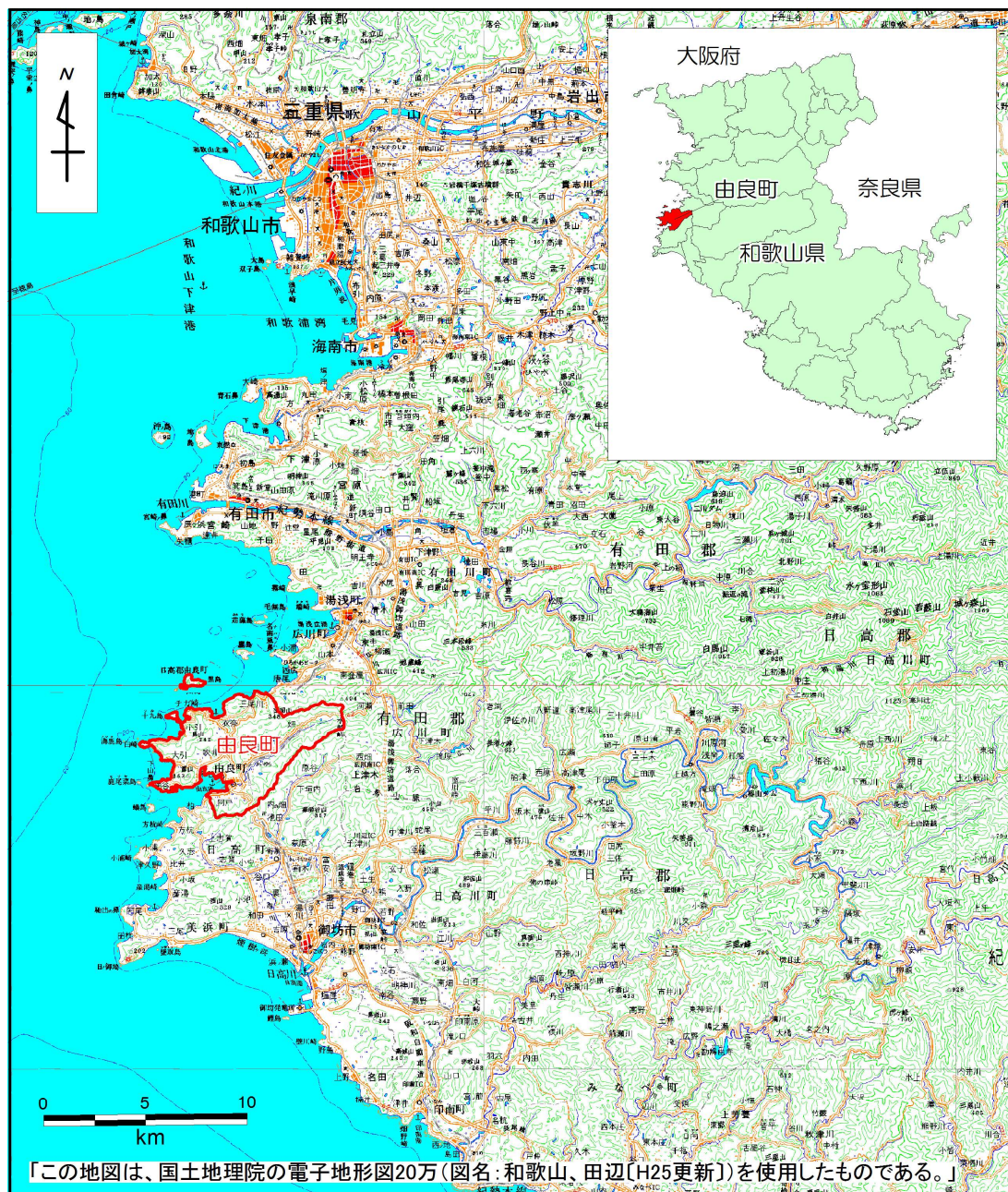
## 第2章 由良町の現況と災害特性

### 第1節 由良町の現況

#### 第1項 自然条件

##### 1 位置及び面積

本町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、西は紀伊水道に面し、東は白馬山脈の連峰を境として、北は広川町、南は日高町と接して、東西10.9km、南北6.6km、面積 30.94km<sup>2</sup>の海と山に囲まれた町である。



【位置図】

## 2 地 形

町の地形は、東北東から西南西にほぼ列状に配列している地質構造の影響を受けており、大きく分けると、由良川沿いの地溝谷低地を境に北部山地と南部山地の2つに区分される。

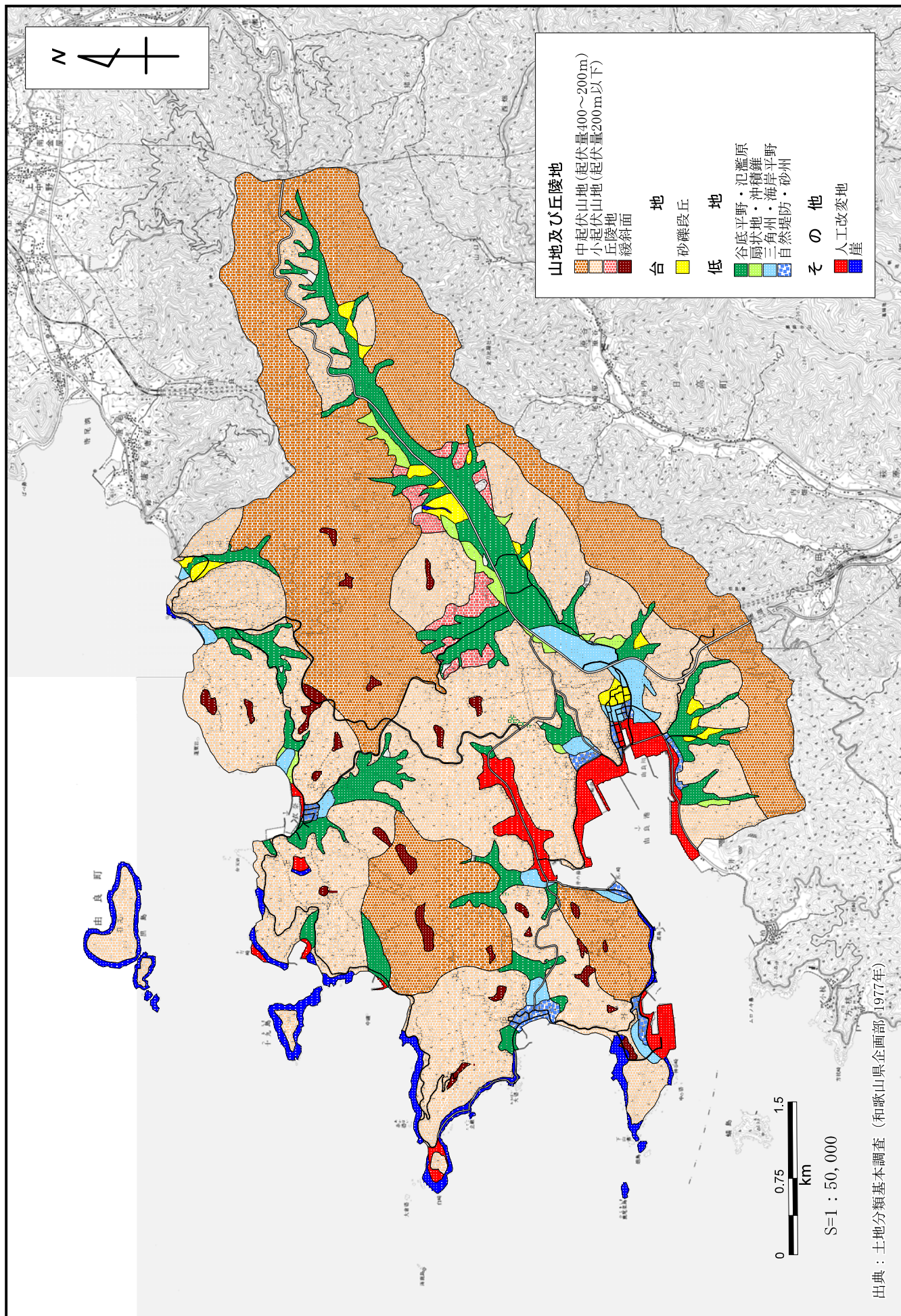
由良川沿いの低地は、水越峠から由良湾を結んだ東北東から西南西にほぼ直線状に分布しており、主に由良川が運んだ土砂により形成された低地上に、耕地、集落、道路が列状に分布し、本町の中心地区をなしている。

北部山地は由良山地とも呼ばれ、水越峠と白崎を結んだ直線がほぼその稜線にあたる。特徴として、山頂に平坦な緩斜面が分布していることと、前面を海に向けているので、沈降作用の影響を受け、山間の谷も緩やかな細流が多く、三尾川、西原川、前田川が北流して海に注いでいるが、峡谷状をなしていないこと等があげられる。

南部山地は小城山山地とも呼ばれ、小城山、金刀比羅山、小法師峰、大平山などが東西に峰を連ねている。北部山地に比べて、地質が新しいため、侵食は比較的進んでおらず、山形は整っている。

海岸線は、由良湾をはじめ、白崎、衣奈海岸等典型的なリアス式海岸であり、特に由良湾は、土地が沈降して河谷へ海水が浸入しているため、湾の水深は深く、大型船舶の出入りが可能な地形となっている。





【地形分類図】

### 3 地 質

本町にはいろいろな時代に形成された様々な地層が複雑に分布する。

本町を構成する地質をその形成年代に基づいて区分すると、概ね次の4つに区分される。

- ① 二畳紀～石炭紀の秩父類層
- ② 上部ジュラ紀の由良層
- ③ 上部白亜紀の日高川層
- ④ 第四紀沖積層の堆積物

#### (1) 二畳紀～石炭紀の秩父類層

①の秩父類層は由良山地の大部分を構成する地層で、由良町域に分布する地層では黒島の花崗岩に次いで古い。本層は、砂岩を主体とするが泥岩やチャート、砂岩・泥岩互層を頻りに挟んでおり、由良町域の北～中部一帯に広く分布している。なお、白崎の石灰岩やその周辺地域にみられる緑色岩類や酸性凝灰岩なども同層に含まれる。

#### (2) 上部ジュラ紀の由良層

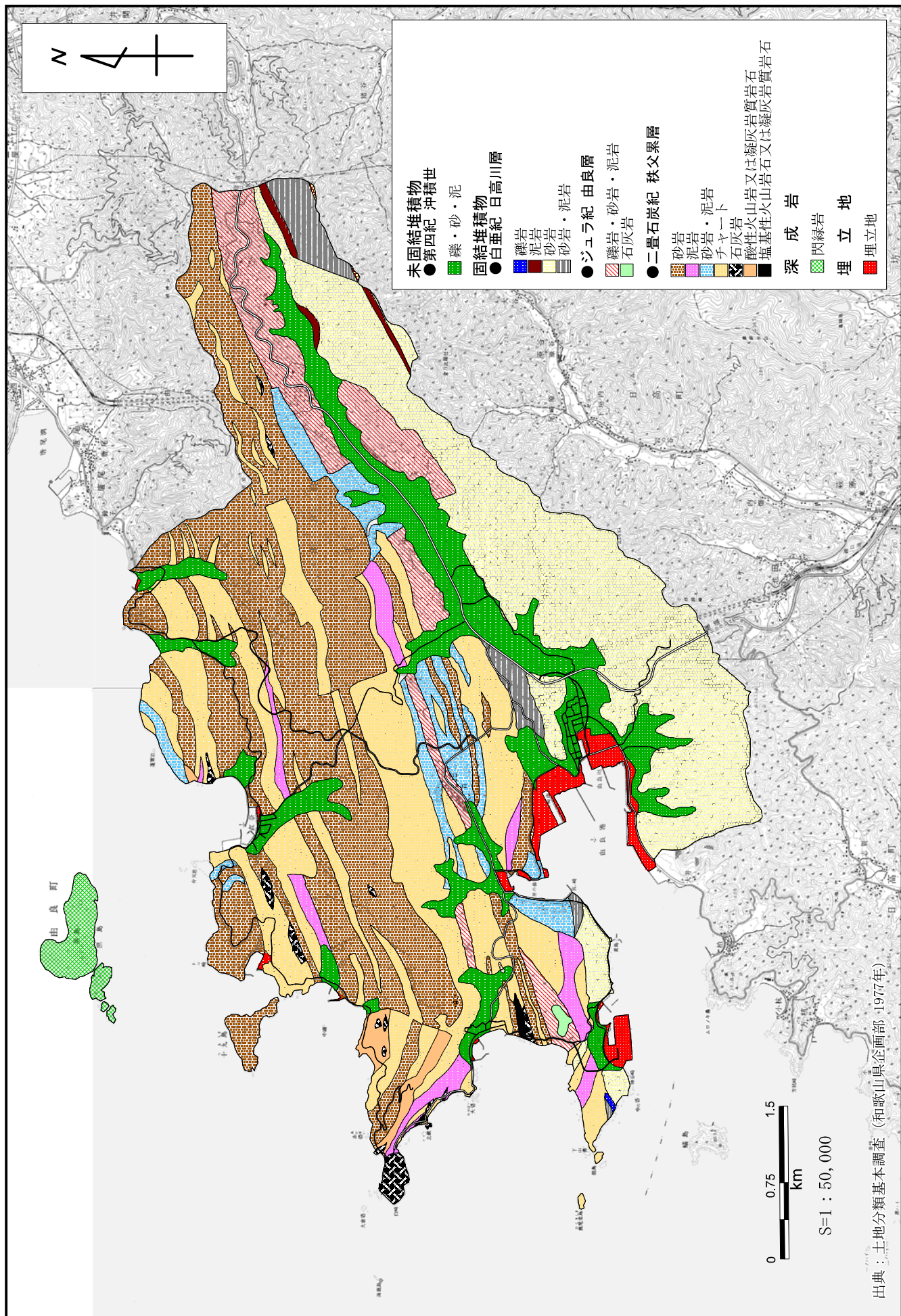
②の由良層は主に町境の水越峠から畑地区にかけての国道42号沿いに分布する堆積岩層で、礫岩・砂岩を主体とする。一部神谷地区にみられる石灰岩も同層に含まれる。

#### (3) 上部白亜紀の日高川層

③の日高川層は、由良川の南部の小城山山地を構成する地層で、主として砂岩からなる。本層は、大きくは陸棚より深い堆積の場で形成されたといわれている四万十累帯に属する岩類で秩父累帯に属する①、②の地層とは仏像構造線で分けられる。

#### (4) 第四紀沖積層の堆積物

④は新生代の最も新しい地層で、由良川沿いや海に注ぐ周辺谷部に堆積している。堆積物は未固結で、礫、砂、泥からなる。本層は、地形区分上の谷底平野や三角州等の低地が分布する地域とほぼ一致する。



【表層地質図】

## 4 地盤

### (1) 第1種地盤の地域（＝地盤条件が「良い」）

第1種地盤の地域には、北部山地（由良山地）や南部山地（小城山山地）の尾根部が該当する。

当該地盤は、急峻な地形であることから高度な土地利用は進んでおらず、大半は森林としての利用にとどまっている。したがって、町域で最も良好な地盤条件であるものの、防災上の重要性は他の地盤種別に比べて小さいといえる。

### (2) 第2種地盤の地域（＝地盤条件が「良い」）

本町には、第2種地盤に該当する地域はない。

### (3) 第3種地盤の地域（＝地盤条件が「普通」）

第3種地盤の地域には、由良川をはじめとする各河川に沿った沖積層が相当し、地形的には谷底平野や扇状地、三角州や砂州が相当する。

当該地盤は、比較的大きな面積の平坦地が確保できることや河川からの水利に恵まれていること等から、古くより、住宅地、水田として利用されている。したがって、主要道路や公共施設といった社会的に重要な施設は第3種地盤上に集中している。

なお、第3種地盤のうち扇状地や沖積錘<sup>\*1</sup>は周辺山麓部から供給される礫が主体で構成されるため、比較的2種地盤に近く、三角州や谷底平野等は細粒の砂で構成されるため第4種地盤に近いといえる。

### (4) 第4種地盤の地域（＝地盤条件が「悪い」）

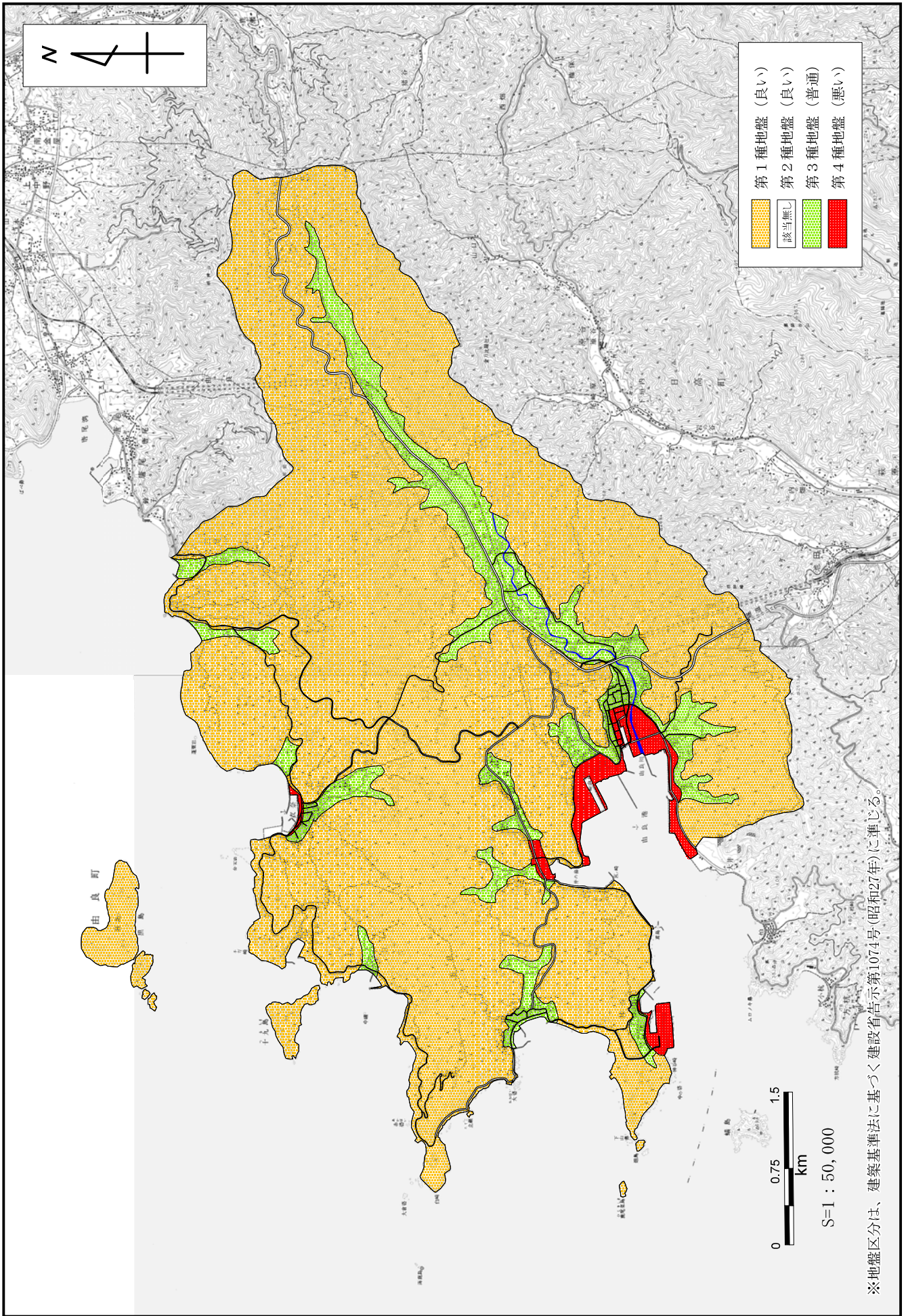
第4種地盤の地域には、由良港をはじめとする海浜地域の人工改変地が該当する。

本町における人工改変地は、海浜を埋立てたり、かつて谷や水田であったところに埋土、盛土して平坦化された箇所であり、このような箇所では、地震による揺れも大きく、揺れによる構造物の亀裂、不等沈下等の変状も大きくなることが予測できる。

当該地盤は、町域全体からみれば少ない割合であるが、住宅、道路等の被害が発生する危険性の高い箇所として注意しておく必要がある。

なお、吹井地区については、造成が主として切土により行われたため、造成前の原地盤条件と同様の第3種地盤とみなせる。

\*1【沖積錘】ちゅうせきすい：小規模で傾斜のやや急な扇状地。



【地盤種別図】

## 5 気 象

本町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、北上する黒潮の分岐流の影響を強く受け、比較的温暖な気候である。

冬季の寒冷時にも積雪がほとんどなく、降ってもすぐ融解する。また降霜も少なく、海岸地域は無霜地帯となっている。

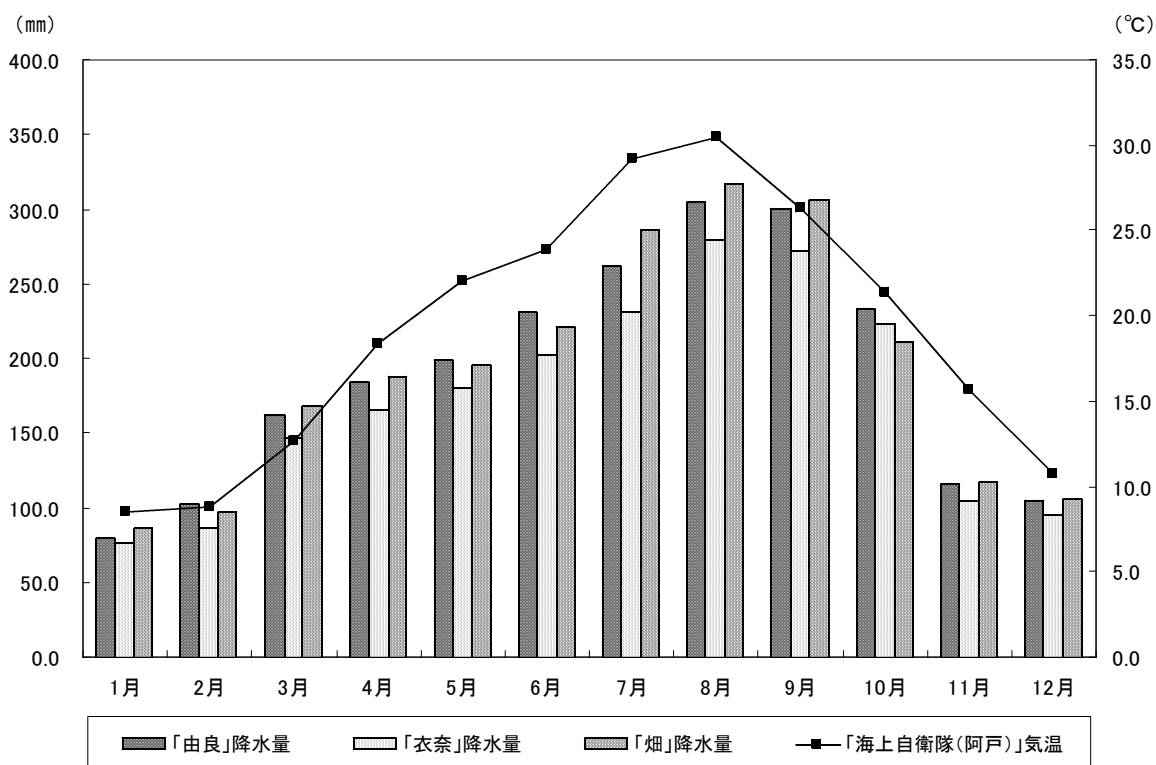
風は周年を通じて北より卓越し、冬季は厳しいものの、夏季は涼しく、温暖な気候である。

海上自衛隊が設置する気象観測所（阿戸）の過去3年間（2016～2018年）の気温データ及び、和歌山県が設置する町内3箇所の雨量観測所（由良、衣奈、畑）の過去5年間（2014～2018年）の雨量データの概況を以下に示す。

【気候の概況】

観測所	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
海上自衛隊 (阿戸)	気温(℃)	8.5	8.8	12.7	18.4	22.0	23.9	29.2	30.5	26.3	21.4	15.7	10.7	19.0
由良	降水量(mm)	79.6	102.4	162.4	184.6	198.6	230.8	261.6	305.0	300.6	232.8	116.4	104.8	2279.6
衣奈		75.8	86.4	146.6	165.2	180.2	202.2	230.8	280.0	272.2	223.0	104.8	94.6	2061.8
畑		86.2	97.4	168.4	188.0	195.2	220.8	285.8	316.8	306.2	211.4	117.6	106.0	2299.8

(注)降水量は、2014～2018年、気温は、2016～2018年の月別平均値とする。



【気候の概況グラフ】

## 第2項 社会条件

### 1 人口・世帯数

令和2年国勢調査による町の人口は、5,364人で、前回の平成27年国勢調査に比べ、473人の減少（約 -8.1%）となっている。また、町の世帯数は2,261世帯で、平成27年国勢調査に比べ、38世帯の増加（約 1.7%）となった。

人口の増減は、昭和35年から昭和45年まで減少傾向にあったが、昭和50年には三井造船（株）由良工場（現在は、M E S 由良ドック（株））の進出に伴い一時増加に転じた。

その後、再び自然動態の低下により減少傾向となっている。

### 2 人口分布（要配慮者の状況）

避難支援の観点から本町の人口をみた場合、要配慮者の状況を把握する必要がある。

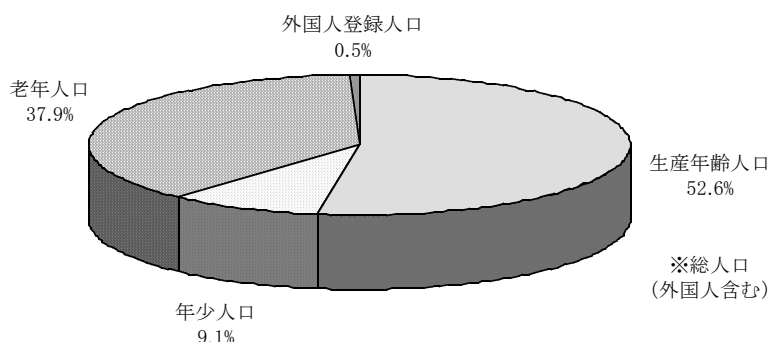
ここでは、0歳～14歳の年少者、65歳以上の高齢者、外国人等を要配慮者として、現況を整理した。

#### 【人口分布の状況】

（住民基本台帳：平成31年4月1日現在）

	総 数	男	女
総人口（日本人のみ）	5,712（100.0%）	2,797（100.0%）	2,915（100.0%）
年少人口（日本人のみ）	521（ 9.1%）	278（ 9.9%）	243（ 8.3%）
老年人口（日本人のみ）	2,174（ 38.1%）	924（ 33.0%）	1,250（ 42.9%）
外国人登録人口	26（ 0.5%）	21（ 0.8%）	5（ 0.2%）
総人口（外国人含む）	5,738（100.0%）	2,818（ 49.1%）	2,920（ 50.9%）

#### 【人口分布の状況グラフ】



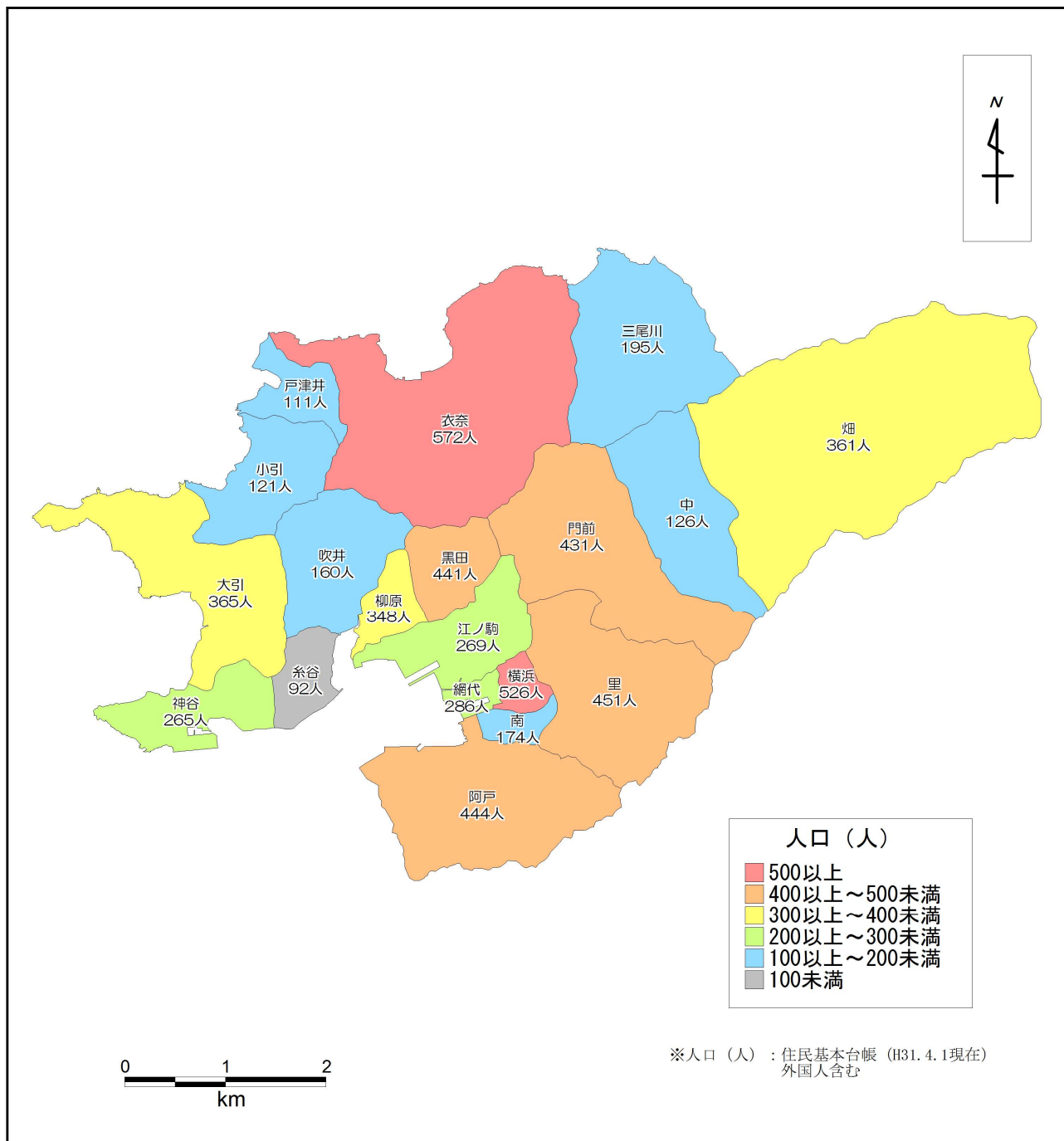
これによると、要配慮者が総人口に占める割合は、47.4%（要配慮者2,721人／総人口（外国人含む）5,738人）である。

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、38.1%、2,174人となっており、総人口（日本人のみ）のおよそ3人に1人が高齢者となっている。

このため、老年者等の要配慮者を考慮した避難体制、誘導方法が課題として挙げられる。  
 また、現時点では、少数であるが、外国人に対しても今後、案内板に外国語を併記する等の配慮が必要である。

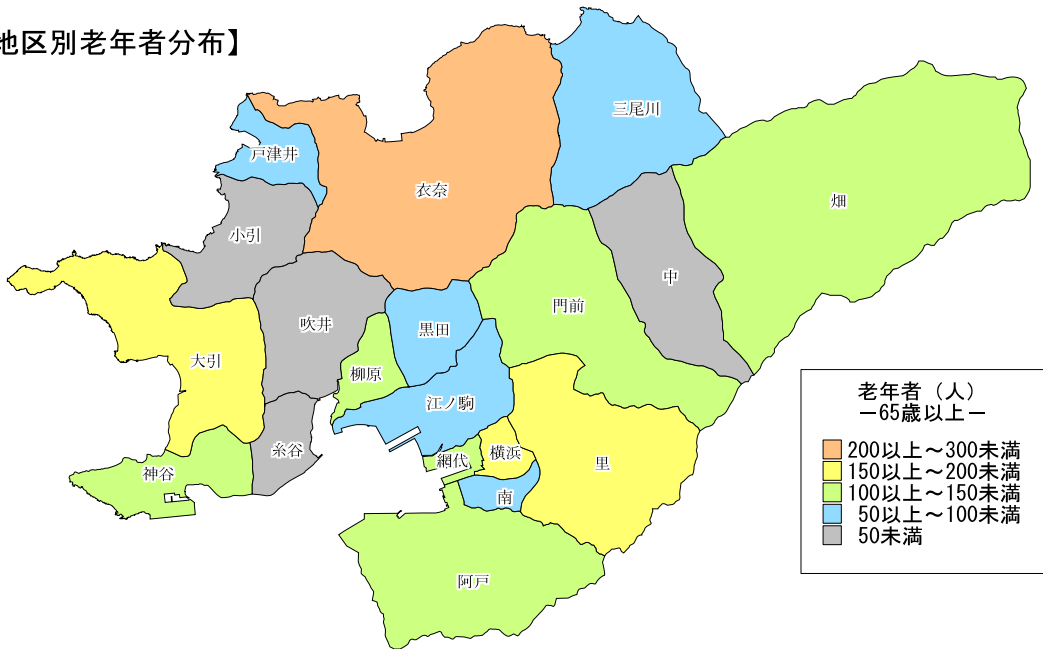
【地区別（区別）人口】

（住民基本台帳：平成31年4月1日現在）

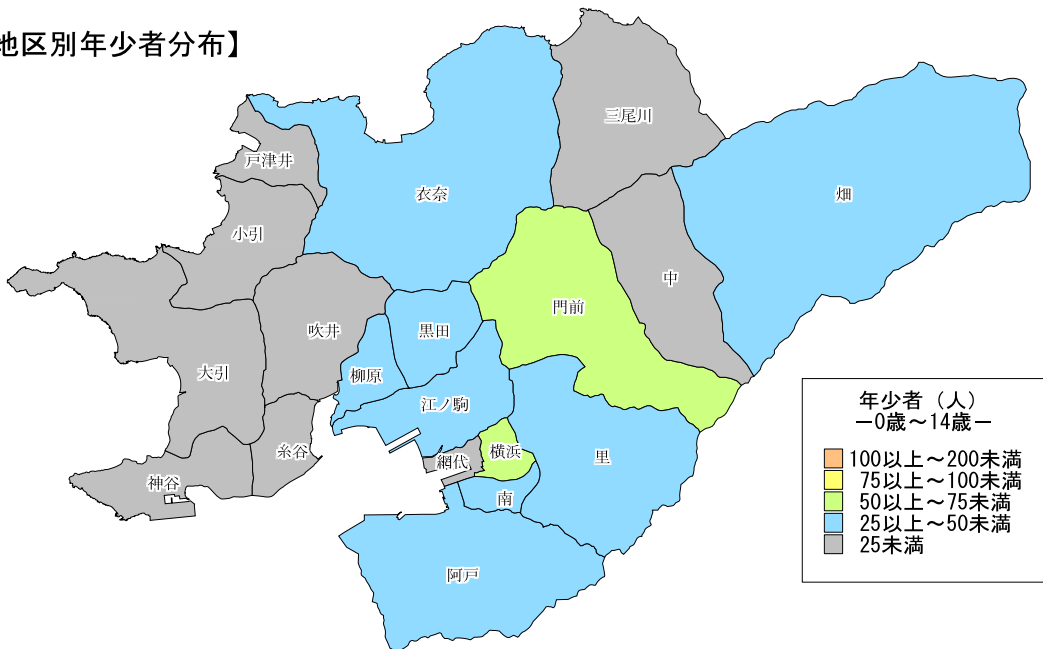




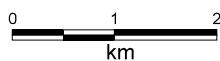
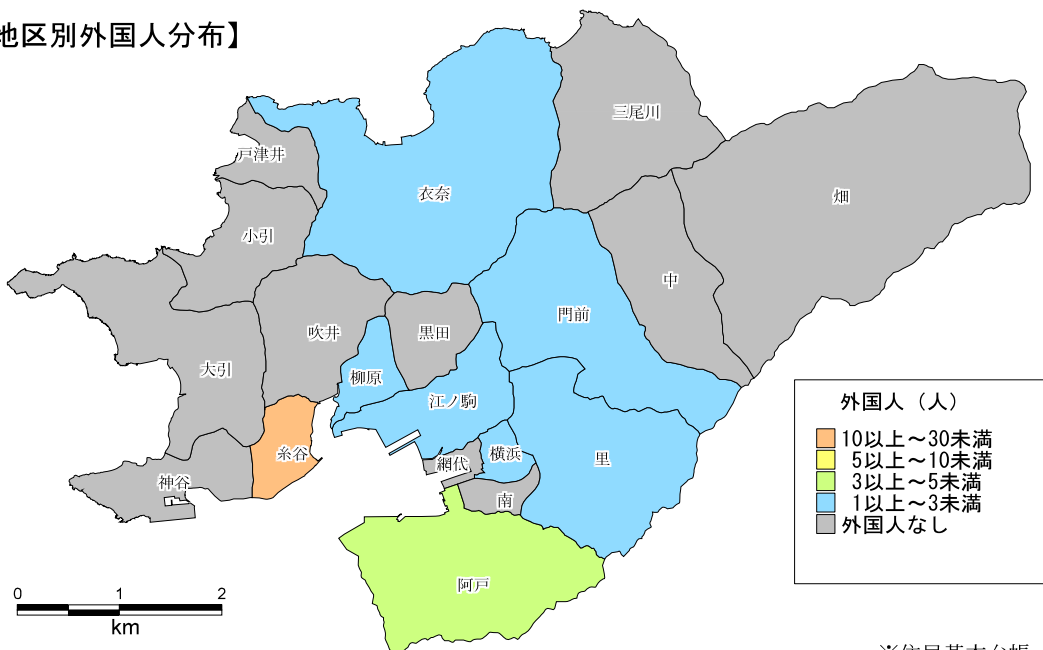
【地区別老年者分布】



【地区別年少者分布】



【地区別外国人分布】



※住民基本台帳 (H31. 4. 1現在)

### 3 建築物

本町の建築物データを集計し、全町における建築物の概要を整理した。ここで用いた建築物の総数は、4,782棟にのぼった。

町全体にみると、木造建築物が全体の6割以上を占めている。地区別の建築物の状況は以下のとおりである。

#### 【本町における建築物の状況】

(町税務課調べ：令和元年11月末現在)

大字名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	建築物総数 (棟)	構造別	
				木造	非木造
里	506	1,151	836	64.11%	35.89%
阿戸	200	444	340	67.65%	32.35%
網代	153	286	321	72.27%	27.73%
江ノ駒	113	269	205	55.12%	44.88%
門前	170	431	348	57.76%	42.24%
中	55	126	141	51.06%	48.94%
畑	145	361	345	57.97%	42.03%
大引	183	365	612	82.19%	17.81%
神谷	122	265	250	74.80%	25.20%
吹井	615	1,041	394	56.60%	43.40%
衣奈	251	572	569	73.29%	26.71%
小引	53	121	123	65.85%	34.15%
戸津井	54	111	100	67.00%	33.00%
三尾川	80	195	198	54.55%	45.45%
合計	2,700	5,738	4,782	66.29%	33.71%

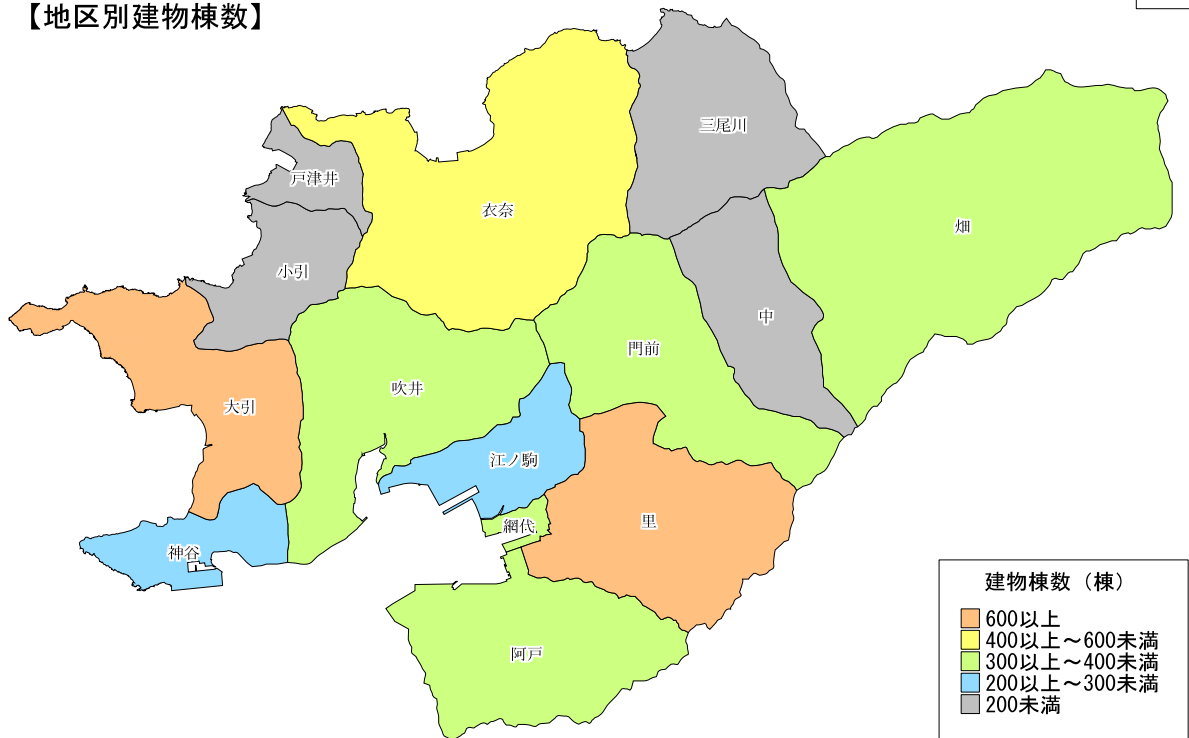
(注1) 世帯数及び人口は、住民基本台帳(平成31年4月1日現在)外国人含む

(注2) 「大字里」は、横浜・里・南区の合計値。

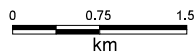
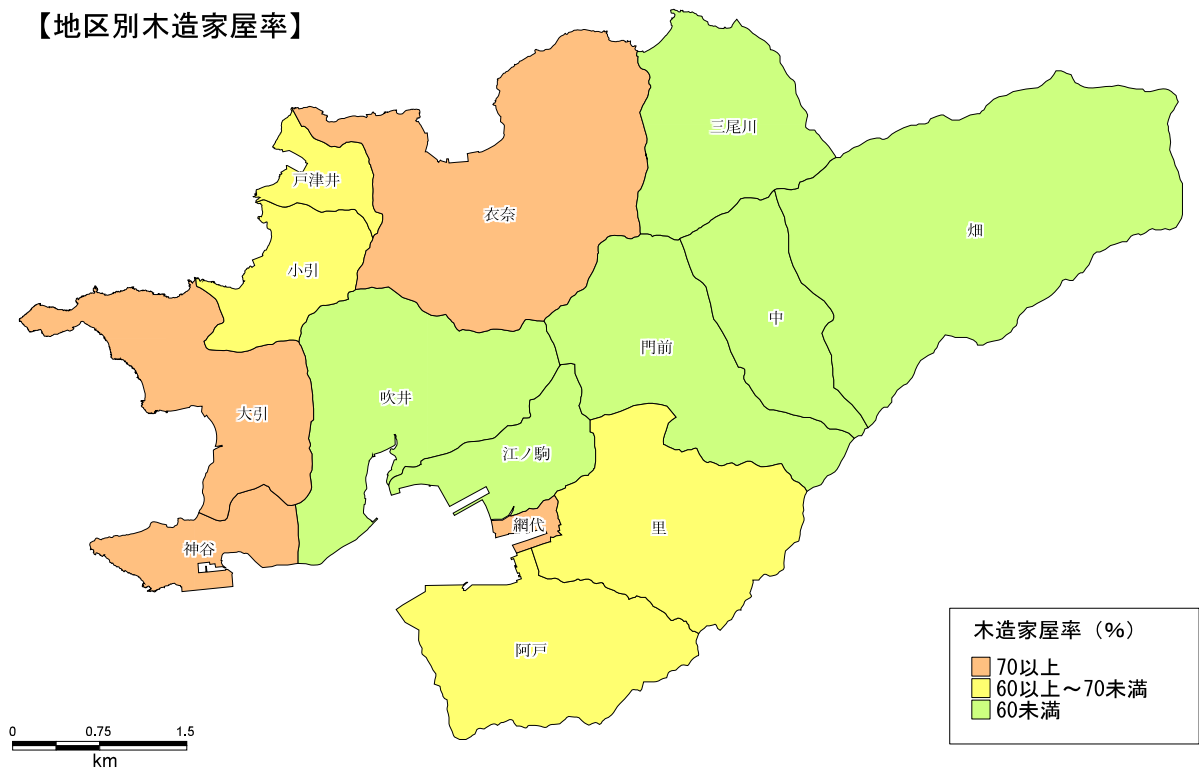
(注3) 「大字吹井」は、吹井・柳原・黒田・糸谷区の合計値。



### 【地区別建物棟数】



### 【地区別木造家屋率】



※建物データ (令和元年11月末現在)  
※建築データの集計上、横浜・里・南区は、「大字里」で  
吹井・柳原・黒田・糸谷区は、「大字吹井」で集計している。  
ただし、図中の表記は、里、吹井とする。

#### 4 土地利用

本町の地目別面積のうち、約7割を山林が占め、次いで田、畑など農地の面積が多くなっている。近年は、農地の宅地化により若干宅地面積が増えているものの、大幅な土地利用の転換は見られない。

その他、海岸線道路の整備（親水性を考慮、自然景観との調和に配慮）や一部山林等が別荘地へと姿を変えていく傾向がみられる。

#### 5 交通体系

町内の幹線道路は、国道42号、県道3路線及び町道からなる。広域幹線としては和歌山県沿岸部を南北に結ぶ国道42号が由良川に沿って整備されている。国道42号は水越峠を抜け町内に入り、由良川に沿い畑、中、門前、里を経て由良隧道を抜けて御坊方面へ連絡する。

沿岸部を周回する道路として、県道24号（主要地方道御坊由良線）が整備されており、沿岸部の各集落を結んでいる。南北方向では、三尾川、衣奈から衣奈隧道を抜け門前、里を経て阿戸に至る県道23号（主要地方道御坊湯浅線）が町域を縦断する。

その他、和歌山県沿岸部を南北に結ぶJR紀勢本線が通っており、町内唯一の駅舎である「紀伊由良駅」がある。

自動車類の交通量では国道42号が群を抜いて多く8,006台／平日24時間（里）である。国道42号は上述のとおり和歌山県下の南北を結ぶ主要幹線であり、災害時の緊急輸送道路となっている。

国道42号以外の道路は交通量が少なく、県道23号（主要地方道御坊湯浅線）で1,504台／平日24時間（衣奈）、県道24号（主要地方道御坊由良線）が303台／平日24時間（阿戸）となっている。




国道、県道以外では町道の整備が進んでおり、紀伊由良駅前から吹井へ継がる町道①-3号線、吹井から大引へ継がる町道2-19号線、町道①-3号線から江ノ駒へ継がる町道①-4号線及び町道①-3号線から三尾川へ至る町道1-220号線が町内の骨格道路として整備されている。

これらの国道、県道、町道からなる町内の幹線道路は地震災害が広域に及んだ場合に人・物の交通・輸送に重要な役割を果たす。


国道42号は緊急輸送道路であり、災害時に交通規制がしかれることが想定されているため、災害時に県が行う広域輸送と町が行う町内の応急対策活動、輸送活動との間に連絡、調整が必要となる。

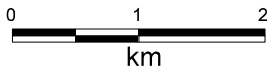


道路鉄道網図

-  一般国道
-  主要地方道
-  一般都道府県道
-  主要町道
-  町道、その他
-  鉄道（JR）

交通量

-  観測箇所
- 交通量（台）
- 平日12時間
- [平日24時間]
- ※上下線の加算交通量



データ出典：平成27年度 道路交通情勢調査  
(道路交通センサス) 和歌山県

【交通体系及び交通量】

## 第2節 由良町の風水害等特性

### 第1項 既往の主な風水害

#### 1 台風災害

本町に影響を及ぼす台風は9月に最も多く、次いで8月に多い。台風を主なコースに分類して一般的な特徴を述べると次のようになる。

##### (1) 四国東部・紀伊水道北上型（西側コース）

###### 例 第二室戸台風

暴風タイプ。大雨も伴うものの、暴風による被害が多いコースである。

台風は進行方向に向かって右半円で台風自身の流れと台風を動かす風の流れの方向が一致するので、これらが合流して、風速が大きくなる。一方左側では、相互の風が逆になるので風速が小さくなる。

したがって、台風が本町の西側を通ると強い風が吹き、中心の通過に伴い東→南→西へと風向が移りゆく。西側コースの例である大正元年9月23日の台風、昭和9年の室戸台風（9月21日）、昭和25年のジェーン台風（9月3日）、昭和36年の第二室戸台風（9月16日）等では、過去和歌山県下に大きな被害をもたらしたものが多い。被害の形態は、洪水もさることながら風による建物被害が多かった（近年は建物の構造が向上し、風害は大幅に減りつつある）。

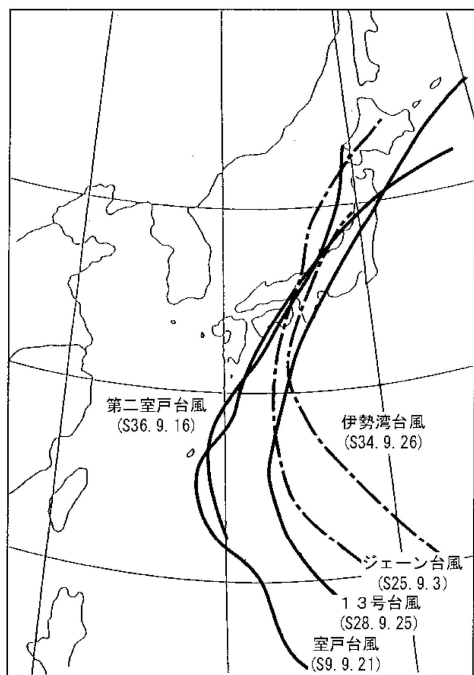
##### (2) 紀伊半島上陸・沖通過、伊勢湾北上型（東側・南側コース）

###### 例 伊勢湾台風、昭和28年台風13号

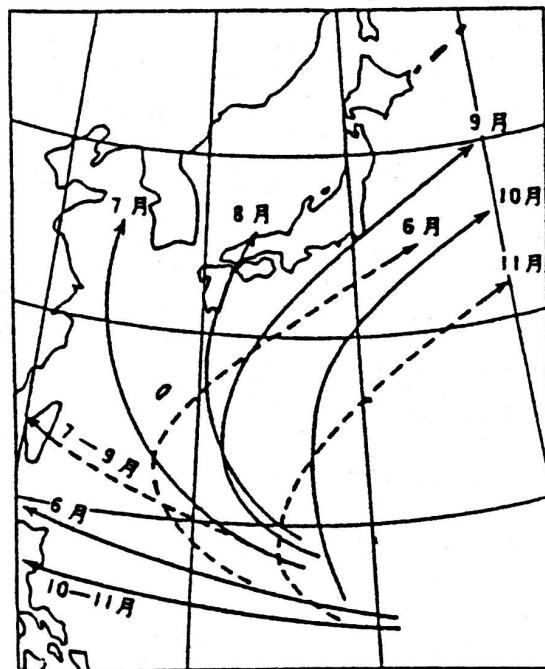
大雨タイプ。県下に大雨をもたらし、洪水による被害が多いコースである。

台風が本町の東側・南側を通過する場合は、西側を通る場合に比べて降雨が多い。降雨量は紀南に多く、紀北（本町含む）で少ない傾向がある。ただし、台風が南側を通る場合は、日本海に高気圧が張り出している時で、北高型の気圧配置となり、本州南岸には前線ができやすくなる。この前線が台風に刺激されると紀北でも大雨となり、洪水を引き起こすことがある。

東側コースの例である昭和28年の台風13号（9月25日）、昭和34年の伊勢湾台風（9月26日）等では、全壊家屋に対する流失家屋の比率が高く、洪水台風の性格を持つことがわかる。



【主な台風の経路】



【月別台風進路傾向図】

## 2 大雨災害（梅雨前線）

日本周辺では6月に入ると南太平洋の高気圧が次第に勢力を増し、日本列島に張り出して来る。これに対してオホーツク海上に発達するオホーツク海高気圧が日本列島上空に居座ると、南の暖かく湿った空気と北の冷たく湿った空気とが日本列島上空でぶつかりあうため梅雨前線が形成・停滞する。

本町域を含む和歌山県下でも、この時期に、温暖な気流が南東又は南西風として吹き込むと大雨となることが多い。特に梅雨前線の停滞に加えて台風・低気圧が日本海、太平洋を東進する場合には、梅雨前線を活発化させ、大雨を降らすことが多い。

また、6月下旬～7月中旬の梅雨末期に活発化することもある。この場合大雨は比較的狭い地域に降ることが多く、集中豪雨となり、局地的に日雨量300mm以上の大雨となることもある。

日高地方に大きな被害を及ぼした昭和28年7月18日の災害では日雨量400mmを超えた地域もあり、日高川流域を中心として甚大な被害を引き起こした。

【過去の主な風水害による本町の被害状況】

	年 号	区 分	本町に関する事項	日高地方等の被害	出 典 等
1881	明治14年	大雨	5月4～6日大雨盆を傾く。日高郡役所近傍の村々にあふれ、田畑変じて湖面の如く、ついに家屋の床等を没する		日高郡誌
1881	明治14年	暴風雨	9月13日夜暴風雨あり、由良湾のごときは怒濤激浪のため船舶を破損する		日高郡誌
1884	明治17年	暴風雨	8月25日午後5時頃より東南風風力強まり暴風となる。午前1時最強烈、作物も枯凋し無収穫におわらしめる。4時頃風西に転じる。門前村杉谷市助外7名に22円50銭8厘		日高郡誌
1885	明治18年	暴風雨	7月1日暴風雨、先月25日より各地連続日雨降り続きこの日正午より暴風雨となり夜に入て止む	降水量 御坊で367.7mm	
1888	明治21年	暴風雨	8月30日から31日暴風雨あり、興国寺大門倒れ、また民家の倒壊したものが61戸なり		由良村郷土誌
1889	明治22年	大洪水	由良谷大破損、9月の大洪水と大風は近古稀なる災害にして門前の堤防、里入路の堤防と畑ちこべ池が決壊する倒壊した家屋は里(3戸)畑(28戸)中村(3戸)門前(15戸)南(3戸)阿戸(1戸)網代(4戸)江ノ駒(7戸)計64戸	8月17・18日大洪水 台風四国を北上したため、暴風雨となり、日高郡下に倒家あり、御坊降雨量176.5mm	由良村郷土誌
1893	明治26年	台風	被害不明	8月17日～18日、台風は17日夜半過ぎ、紀伊半島に上陸したため、全県下暴風雨、河川氾濫被害大	日高郡誌
1896	明治29年	暴風雨	8月30日暴風雨は西北部の沿海、衣奈・白崎・由良の三村落に聚りたるごとく家屋諸建物転倒破壊最も多く、その海岸に在りては怒濤衝突、港湾浪除波止場を損壊する数箇所あり		日高郡誌
1903	明治36年	大雨	7月 連日の大雨で由良川の堤防が切れ大損害を受ける		由良今昔物語
1910	明治43年	暴風雨	5月11日午前2時ごろ暴風雨、沿岸各港に係留の大小船舶を破壊し、船具を失われ、溺死6名、負傷6名、行方不明8名		日高地方郷土史年表
1911	明治44年	暴風雨	8日門前、里、入路の堤防決壊353間	9月21日から翌日に亘り暴風あり	由良村郷土誌
1912	大正元年	暴風雨	8月13日横浜新田筋・網代はほとんど全部、阿戸沿岸一部は床上浸水、中洲はもっとも惨状をきわめ、波濤のため家屋の流失したもの、海岸の破壊したもの多く安政の津波以来の大災なり		由良村郷土誌
1912	大正元年	暴風雨	9月22・3日暴風雨あり、意外の惨状を受ける		由良村郷土誌
1914	大正3年	暴風雨	被害不明	9月30日から翌日未明にかけて風雨強く塩屋沖にて遭難船があった	県水害記録写真集
1917	大正6年	暴風雨	被害不明	8月23日覆盆の豪雨となり嵐も加わり日高・西牟婁被害大	日高郡誌
1934	昭和9年	暴風雨	9月21日第一室戸台風あり、被害甚大(県下で死者465名)		
1948	昭和23年	豪雨	8月26日～27日集中豪雨による洪水。由良、衣奈・白崎で被害最も激しかった。衣奈2～3時間の降水で床上浸水37戸、床上5尺に達した家もあった床上浸水200戸罹災者600名にのぼる惨害		由良災異考
1949	昭和24年	台風	6月18日デラ台風。山崩れ、家屋の倒壊など被害あり		
1950	昭和25年	台風	9月3日ジェーン台風あり		
1953	昭和28年	豪雨	7月18日未曾有の豪雨に見舞われる。由良での降水量18日に182.6mm。国鉄では紀勢西線の早急復旧に全力を尽くすと共に関西汽船“おとわ丸”をチャーターし、下津－紀伊由良間を連絡した。これにより、湯浅－御坊間に汽車が走った。このとき由良臨港線が大活躍した		



	年 号	区 分	本町に関する事項	日高地方等の被害	出 典 等
1954	昭和29年	大雨	6月30日大雨で里の民家2軒倒壊		由良今昔物語
1959	昭和34年	台風	伊勢湾台風 由良町の被害は軽傷16人、家屋全壊4戸、床上浸水79戸、床下浸水251戸と県北部に比べ軽かった。		
1961	昭和36年	台風	第二室戸台風 白崎中学校大破、由良港中学校講堂倒壊		
1963	昭和38年	寒波	2月寒波襲来各地零度続く		由良今昔物語
1964	昭和39年	豪雨	5月1日豪雨のため南区で1軒倒れる		
1965	昭和40年	大雪	2月2日まれに見る大雪、33年振りと報じる		由良今昔物語
1969	昭和44年	豪雨	7月9日集中豪雨で床上浸水20戸、床下浸水229戸		由良今昔物語
1974	昭和49年	豪雨	8月27日集中豪雨あり、大引で床上浸水8戸、床下浸水30戸		
1975	昭和50年	台風	8月22日台風6号阿戸集会所全壊、水越峠30メートル崩壊。雨量206mm、浸水家屋271戸		
1976	昭和51年	台風	9月10日台風17号床下浸水59戸、水田流失1.9ha、冠水6.5ha、河川・護岸決壊5ヶ所道路決壊22ヶ所		
1977	昭和52年	豪雨	2月10日集中豪雨水越峠国道ストップ		
1980	昭和55年	大雨	衣奈で山崩れ。17名避難		
1985	昭和60年	大雨	6月25日雨量58.5mm。里町道40メートル陥没、衣奈トンネル県道路崩れる		
1989	平成元年	洪水	9月6日雨量171.6mm。衣奈前田川氾濫、床上・床下浸水111世帯。40年ぶりの被害		
1991	平成3年	大雨	雨量244mm、床下浸水横浜2軒、駅前2軒、里4軒、江ノ駒1軒		
1998	平成10年	台風	9月22日台風7号 日雨量85mm（御坊地域気象観測所） 高波により白崎海洋公園内クラブハウス周辺で約1.5メートルの床上浸水等の被害		
2004	平成16年	台風	10月20日台風23号 日雨量122mm（湯浅地域雨量観測所）。 高波により県道24号（主要地方道御坊由良線）路肩崩れ、衣奈～戸津井間の町道で路面の陥没、白崎海洋公園内クラブハウス窓ガラス、展望台の踊り場が破損するなどの被害		
2005	平成17年	大雨	7月9日 日雨量102mm（湯浅地域雨量観測所） 床下浸水江ノ駒1軒		
2007	平成19年	大雨	7月10日梅雨前線による大雨 最大時間雨量由良で69.0mm、衣奈で87.0mm、畑で81.0mmを記録。 衣奈、江ノ駒等で床上浸水5軒、床下浸水39軒。由良川（里地内）、前田川（衣奈）が溢水し、国道42号が冠水（入路交差点付近）するなどの被害		
2014	平成26年	台風	8月10日台風11号 8月8日～8月10日累計雨量由良で369mm、衣奈で358mm、畑で401mmを記録。 江ノ駒で床下浸水2軒、由良川（里地内）越流4箇所（うち護岸決壊2箇所）、由良トンネル付近崩土流出により国道42号が一時通行止めになるなどの被害		
2018	平成30年	台風	9月4日台風21号 強風害により、大規模な停電が4日間発生。住家全壊2戸、大規模半壊1戸、半壊4戸、瓦等の飛散した家屋多数あり。白崎海洋公園が高波による大規模な被害を受け休園になるなどの被害		

## 第2項 風水害特性

### 1 洪水

町域内で最も大きな河川は由良川であるが、由良川は日高川等に比較して極小規模な河川であるため、広範囲に洪水を引き起こす危険性は少ないといえる。

しかし、近年の異常気象による短時間の集中豪雨や従来予想を上回る災害も想定されることから、由良川のみでなく、前田川（衣奈）、三尾川等においても、集中豪雨時など短期間に多量の降雨があった場合には、急速に河川の水位が上昇し、思わぬ洪水となることも考えられる。このような洪水は、発生から終息が極短期間に起こるため予知が難しく、加えて流速が速く破壊力も大きくなるため、家屋を倒壊させる危険性がある。

また、近年、集落背後の山地において果樹園を開発したり道路を整備することにより、地中への浸透水が減少し、流出水が排水路から小規模河川に短期間に流入し洪水化するケースが各地で増えつつある。

本町は太平洋岸に面し、夏期に短期間に多量の降雨がある地域でもあり、十分な注意が必要であり、山地の開発には洪水予防に対する配慮も必要となる。

### 2 土砂災害

本町の集落・市街地は山地と海岸に挟まれた狭い平地に立地しているため、土砂災害の危険性は一般に高いといえる。

特に由良川に沿った地域では洪水を避けるため山沿いの扇状地・崖錐等の微高地に集落を形成してきた経緯がある。このような扇状地、崖錐等は土石流、斜面崩壊等によって形成された地形であり、土砂災害の潜在的危険性の高い地域で注意が必要となる。また、道路に沿った山地斜面が崩壊した場合には、交通に支障をきたすおそれもあり注意が必要である。

## 第3項 計画の想定風水害等

## 1 風水害

本計画における風水害の想定災害は、梅雨前線の活動、台風による大雨、豪雨及び暴風及びそれらを原因とする水害、土砂災害、ため池災害などの諸災害とする。

災害の規模としては、記録上極めて被害の大きかった次の3災害と同程度の災害とする。

- ・第二室戸台風（昭和36年9月16日）暴風タイプ
- ・伊勢湾台風（昭和34年9月26日）大雨タイプ
- ・昭和28年7月18日災害 梅雨前線による大雨

なお、参考として上記の3災害における本町の被害概況を以下に示す。

本計画においては表に示す3災害の被害を念頭に、今後の防災対応を検討していくこととする。

被害区分		第二室戸台風 昭和36年9月16日	伊勢湾台風 昭和34年9月26日	昭和28年豪雨*1 昭和28年7月18日
人的被害	死者	人	1	—
	行方不明	人	—	—
	重傷者	人	2	—
	軽傷者	人	—	1 6
家屋被害	全壊	戸	8 7	4
	流失	戸	1 4	—
	半壊	戸	1 3 7	—
	床上	戸	3 0 3	7 9
	床下	戸	5 1 3	2 5 1
罹災総数	人	1, 0 5 1	3 3 4	記録無
	世帯	4, 6 3 0	1, 7 3 3	記録無

\*1：旧白崎村、旧衣奈村、旧由良村の合計

## 2 その他の重大突発事故

本計画において対象とする重大突発事故は、風水害・地震災害等の自然現象の他に大規模火災（市街地火災、施設火災、林野火災）、危険物事故（石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、重大事故（自動車事故、航空機事故、列車事故、重油流出事故、海難事故等）とする。

これらの重大突発事故の発生は、本町において発生事例がないが、今後とも十分な対応を計画するものとし、計画の想定対象とする。

### 第3節 由良町の地震災害特性

#### 第1項 既往の主な被害地震

本町周辺において発生した被害地震記録を、観測記録、古文書等を基に整理すると、その特徴により内陸型地震と海洋型地震に分類することができる。

##### 1 内陸型地震（直下型地震）

内陸型地震は、内陸部で発生する地震で、兵庫県南部地震を代表例とする地震である。地震の規模は大きいものでマグニチュード7クラスであるが、市街地の直下で発生した場合には、阪神・淡路大震災に見られるように大規模な被害を引き起こすことがある。

本町周辺では、過去に幾つかの内陸型地震が発生しているが、いずれも規模が小さく、大きな被害は記録されていない。

##### 2 海溝型地震

海溝型地震は静岡県沖から高知県沖へつながる南海トラフ周辺で発生する地震で、1854年（安政元年）に発生した安政東海地震、安政南海地震を代表例とする地震である。地震の規模はマグニチュード8を超えるものが多く、関東から東海、近畿、四国と広範囲に大規模な被害を引き起こすことがある。特徴として南海トラフ上で東西に分かれ、数年以内に連動して発生するおそれがあり注意を要する。

本町は位置的に南海トラフに近いいため極めて強い揺れに見舞われる危険性がある。また地震に伴って発生する津波の被害が顕著であり、安政南海地震、昭和南海地震では、由良湾沿岸の広い範囲が津波に襲われ大きな被害が記録されている。

過去の主な被害地震について、次表にまとめた。

## 【過去の主な被害地震】

発生年	地震の規模	事象	区分
1995(平成7)年	M7.3	<u>兵庫県南部地震</u>	●
1952(昭和27)年	M6.8	<u>吉野地震</u>	●
1948(昭和23)年	M6.7	<u>日高川地震</u>	●
1946(昭和21)年	M8.0	<u>昭和南海地震</u>	△
1944(昭和19)年	M7.9	<u>昭和東南海地震</u>	△
1938(昭和13)年	M6.8	田辺湾沖	△
1899(明治32)年	M7.0	紀伊半島南東部( <u>紀伊大和地震</u> )	●
1854(安政元)年	M8.4	<u>安政南海地震</u>	△
1854(安政元)年	M8.4	<u>安政東海地震</u>	△
1707(宝永4)年	M8.4	<u>宝永地震(南海・東海地震)</u>	△
1605(慶長9)年	M7.9	東海・南海・西海諸道( <u>慶長地震</u> )	△
1498(明応7)年	M8.2~8.4	東海道全般( <u>明応東海地震</u> )	△
1361(正平16)年	M8 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ~8.5	畿内・土佐・阿波( <u>正平地震</u> )	△
1099(承徳3)年	M8.0~8.3	南海道・畿内( <u>康和地震</u> )	△
887(仁和3)年	M8.0~8.5	五畿七道( <u>仁和地震</u> )	△
684(天武13)年	M8 <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	土佐その他南海・東海・西海諸道( <u>天武地震</u> )	△

注1) 表中の下線を付したものは、地震の名称を、その他は主に被害のあった地域を示す。

注2) 表中の区分は、●直下型地震、△海溝型地震を示す。

出典：新編 日本被害地震総覧[増補改訂版](1999年 宇佐美龍夫)

本町周辺で内陸型地震と推定される比較的大きな地震(マグニチュード6以上)の記録は、1995年の兵庫県南部地震(M7.3)、1952年の吉野地震(M6.8)、1948年の日高川地震(M6.7)、1899年の紀伊大和地震(M7.0)の4件である。

上記の表からもわかるとおり、県内に被害を及ぼす地震の形態は、ほとんどが海溝型地震であり、特に南海トラフを起因とする海溝型地震による被害が大部分である。

【※由良町周辺における被害地震は、資料編「資料1-1」を参照。】

### 3 本町周辺の活断層

活断層は、500～3,000年に1回程度の割合で動くという調査結果も報告されているが、活断層の存在と地震発生を直結するのは、現実的とはいえない。

しかし、兵庫県南部地震をはじめ活断層を震源とする地震が、過去に幾つか発生しているのも事実である。

ここでは、本町周辺の活断層の存在を明らかにするとともに、その活断層が動いた場合、どの程度の規模の地震が起きるかを推定した。

【本町周辺の活断層】

断層区分	図中 番号	断 層 名	确实度	活動度	長さ	走向	想定規模 (M)
活断層	32	根来断層	I	A	20km	E N E	7.0
	33	桜池断層	I	A	2 km	E N E	5.3
	22	五条谷断層	I	A	22km	E N E	7.1
	23	中央構造線	I	[C]	22km	E N E	7.1
	17	金剛断層	I	B	8 km	N W	6.3
	5	千股断層	I	[C]	(30) km	E W	(7.3)
リニアメント (推定活断層)	8	由良付近	III	—	7 km	E N E	6.2
	9	御坊北方	III	—	9 km	E W	6.4
	4	姉子付近	III	—	7 km	E W	6.2
	1	引牛越付近	III	—	5 km	E W	6.0
	2	高尾山南方	III	—	13km	E N E	6.7
	3	高星山南方	III	—	11km	W N W	6.6
	5	槇山南方	III	—	7 km	N E	6.2
	6	石神付近	III	—	6 km	E W	6.1
	7	古屋谷付近	III	—	5 km	E W	6.0
	10	湯崎断層	III	—	2 km	E W	5.3

注) 确实度：I は、确实な活断層

II は、活断層であると推定されるもの

III は、活断層の可能性のあるもの(リニアメント)

活動度：A は、平均変位速度が 1 m/1000年以上10m/1000年未満のもの

B は、0.1m/1000年以上 1 m/1000年未満のもの

C は、0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの

[ ]のついているものは、第4期後期の約50万年間に活動しなかったとみられるもの

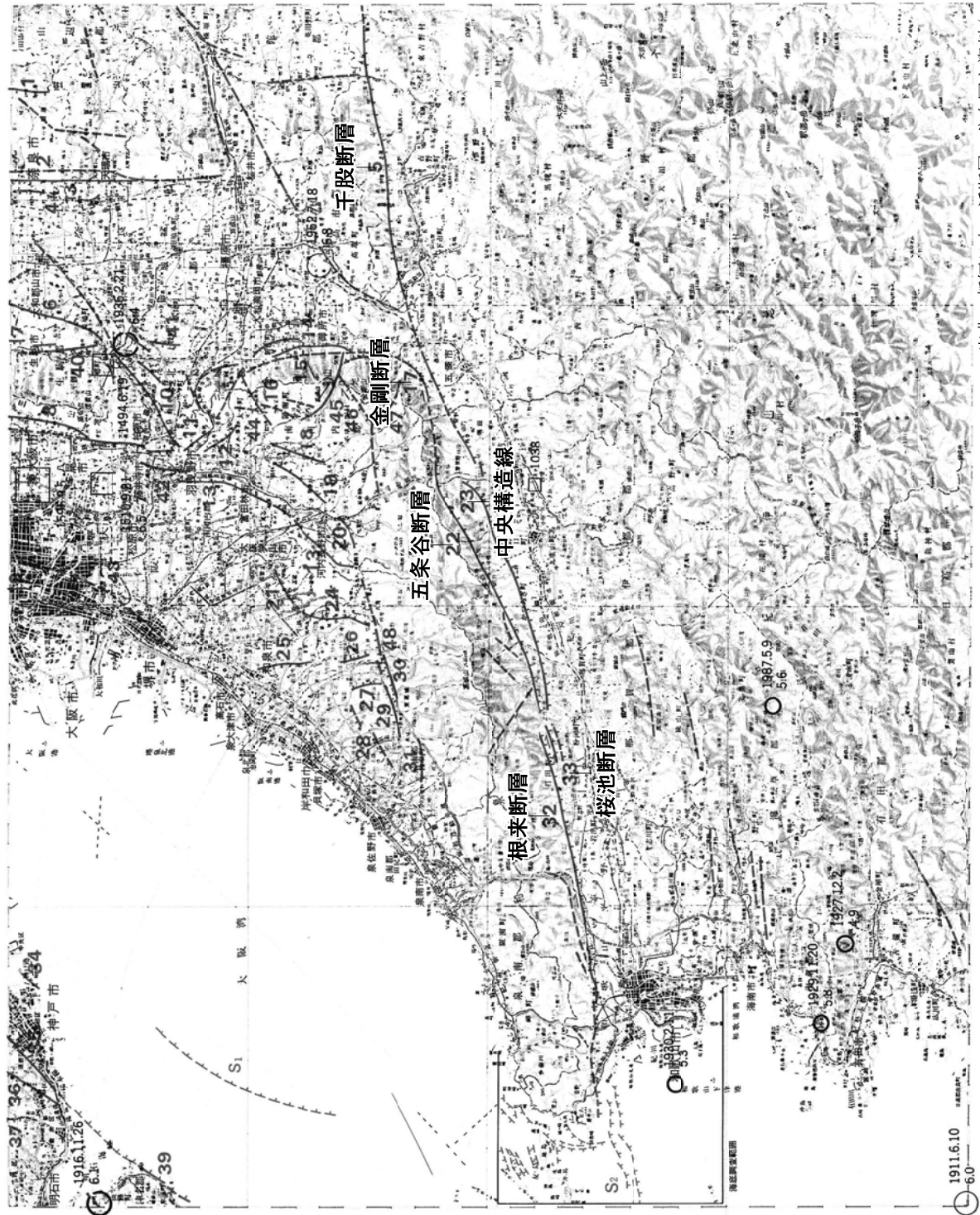
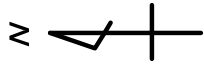
長 さ：断層面または断層系(群)の長さ。その断層の延長が隣接図幅に及ぶ場合は、当該図幅内の長さだけを括弧をつけて示す。

想定規模(M)：発生地震の想定規模は、断層の長さより算定する地震規模推定式(松田式)を用いた。

\* 确实度：活断層の可能性が高いものから3ランクに分けて、評価したものでランク I の断層は今後の地震予知の有力な手がかりとなる。

\* 活動度：ある活断層の過去における活動周期と各地震時の変位量より1000年間の変位量に換算し、その変位量から活動度をA, B, Cにランク分けしたものの。

出典：新編日本の活断層—分布図と資料(2001年)



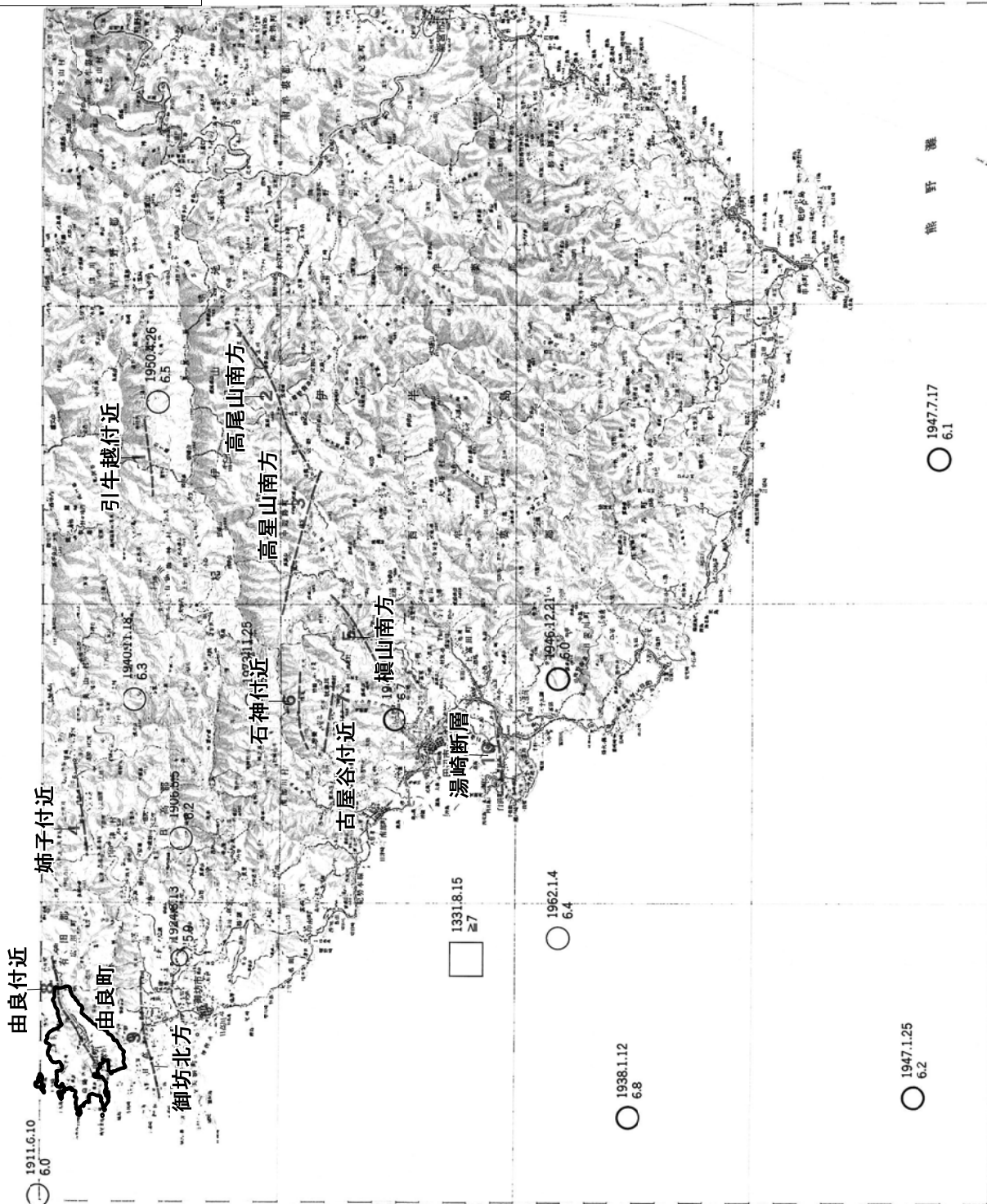
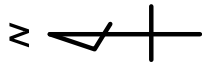
調査者：内藤徳夫・藤田和夫・藤田和夫・岡田眞正・水野清秀・藤田和夫  
 使用空中写真：KK-66-9 Y / KK-67-9 Y / 6504 / KK-67-5 X / KK-69-6 X / KK-64-3 X / KK-68-5 X

凡 例

<p>陸上活断層</p> <p>→ 活断層であることが確実なもの (確実度I)</p> <p>--- 活断層であると推定されるもの (確実度II)</p> <p>----- 活断層の疑いのあるリニアメント (確実度III)</p> <p>..... 伏在断層</p> <p>○ 断層は若干の低下面を、矢印は傾斜の向きを示す</p> <p>○ 震源 ☆ トレンチ調査地点</p>	<p>活 動</p> <p>— 地形面の傾き下る方向</p> <p>海底活断層・活断層 (100m 以下)</p> <p>----- 活断層であることが確実なもの</p> <p>----- 活断層であると推定されるもの</p> <p>~~~~~ 活断層</p> <p>----- 埋蔵と半円は、低下面を示す、調査範囲</p>	<p>地 震</p> <p>1884年まで 1885年～1987年</p> <p>○ M7.0 以上</p> <p>○ M6.0～6.9</p> <p>○ M5.9 以下</p> <p>記号に添えた数字は発生日月とマグニチュード、太線は長さ 30 km 以下の震央を示す。</p>
--	--	--



【和歌山県の活断層分布(1)】



調査者：内閣府、池田安隆／岡田  
 義正・池田安隆  
 使用空中写真：KK-66-8Y / KK-65-1Y /  
 KK-64-8Y

凡 例

陸上活断層

- 活断層であることが確かなもの (確実度Ⅰ)
- - - 活断層であると推定されるもの (確実度Ⅱ)
- - - 活断層の疑いのあるリニアメント (確実度Ⅲ)

震源は震すたの地下面を、矢印は震すたの向きを示す。  
 \* \* \* \* \* 伏在断層  
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 地震断層  
 X 震 頭 ☆ トレンチ調査地点

活 傾 動  
 — 地形面の傾き下る方向

地 震  
 1884年まで 1885年～1987年

○ M7.0以上  
 ○ M6.0～6.9  
 ○ M5.9以下

記号に添えた数字は発生の年月日とマグニチュード、太線は長さ30km以下の震央を示す。

【和歌山県の活断層分布(2)】



#### 4 津波

和歌山県では、全長600kmに及ぶリアス式海岸を有しているため津波による災害を受けやすく、地震動そのものによる災害よりも津波による災害が大きくなっている。

記録によると、天武13年10月14日（684.11.29）の土佐その他南海・東海・西海諸道の天武地震（ $M=8^{1/4}$ ）を始めとして、古来、和歌山県に津波の災害をもたらした海溝型地震は相当数にのぼり、そのM（マグニチュード）は、7.0～8.0内外と推定されている。比較的近い時代では、安政元年11月5日（1854年12月24日）の安政南海地震（ $M=8.4$ ）、昭和19年（1944年）12月7日の昭和東南海地震（ $M=7.9$ ）、昭和21年（1946年）12月21日の昭和南海地震（ $M=8.0$ ）などがある。

津波の高さは、港湾の形状によって大いに異なるが、由良港のようにV状に開いた港湾では津波が高くなりやすい。さらに、由良川を遡上する津波により被害の及ぶ範囲が大きくなると予想される。

【※安政南海地震（1854年）と昭和南海地震（1946年）における津波の浸水域は、資料編「資料1-1」を参照。】

## 第2項 計画の想定地震

本計画策定の前提となる災害の想定は次のとおりとする。なお、本想定は、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による、津波浸水想定（平成25年3月和歌山県公表）、地震被害想定（平成26年10月和歌山県公表）に基づき、本町域における物的被害や人的被害、津波浸水想定、また社会活動に関わる影響について記述したものである。

### 1 被害想定的前提条件

#### (1) 想定地震・想定津波

##### ① 東海・東南海・南海3連動地震

約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの地震

3連動地震Mw8.7の地震動・津波は、中央防災会議2003年モデルによって、和歌山県が予測したもの

##### ② 南海トラフ巨大地震

千年に一度、1万年に一度と想定されているM9クラスの地震

巨大地震Mw9.1の地震動・津波は、内閣府2012年モデルの陸側ケース（地震震源）、ケース③（津波波源）によって、和歌山県が予測したもの

#### (2) 季節及び時刻等

季節あるいは時刻・風速等により、被害の様相が変わるため、複数の組み合わせで被害想定を実施している。

【季節及び時刻等の条件】

地震	津波	季節	時刻	風速
東海・東南海・南海 3連動地震	3連動地震津波	夏	昼12時	4 m
		冬	夕方18時	4 m
		冬	夕方18時	8 m
		冬	深夜2時	4 m
南海トラフ 巨大地震 陸側ケース	巨大地震津波 ケース③（津波 波源）	夏	昼12時	4 m
		冬	夕方18時	4 m
		冬	夕方18時	8 m
		冬	深夜2時	4 m

※時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。  
また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

また、津波からの避難については、避難行動パターンを下記の3ケース設定する。

【津波避難行動パターンの条件】

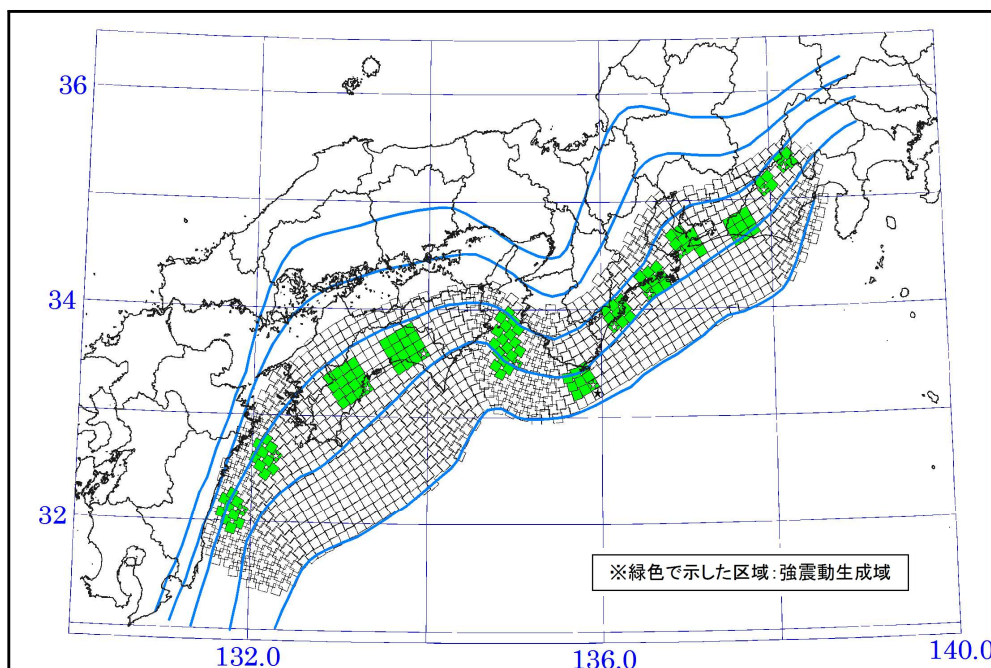
避難行動区分	直接避難	用事後避難	切迫避難又は避難せず
ケース1	100%	-	-
ケース2	70%	30%	-
ケース3	35%	40%	25%

※（避難パターンの分類）

- ・直接避難：地震後すぐに準備し避難行動を開始する。  
昼間は5分、夜間は10分で準備を完了し避難を開始。
- ・用事後避難：用事を済ませてから避難行動を開始する。  
昼間は15分、夜間は20分で避難を開始。
- ・切迫避難：津波浸水後（1cm浸水後）に避難を開始、あるいは避難せず。  
避難する者についても、浸水を知った時点からの避難のため避難は困難。

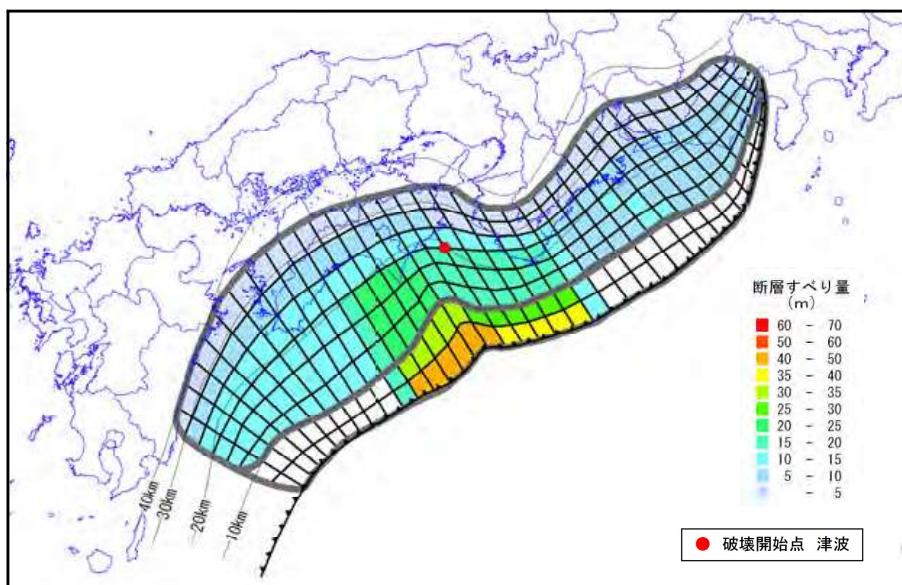
なお、本計画では地震・津波とも被害が最も大きくなる最大値を採用する。

【南海トラフ巨大地震 陸側ケースの強震断層モデルと強震動生成域】



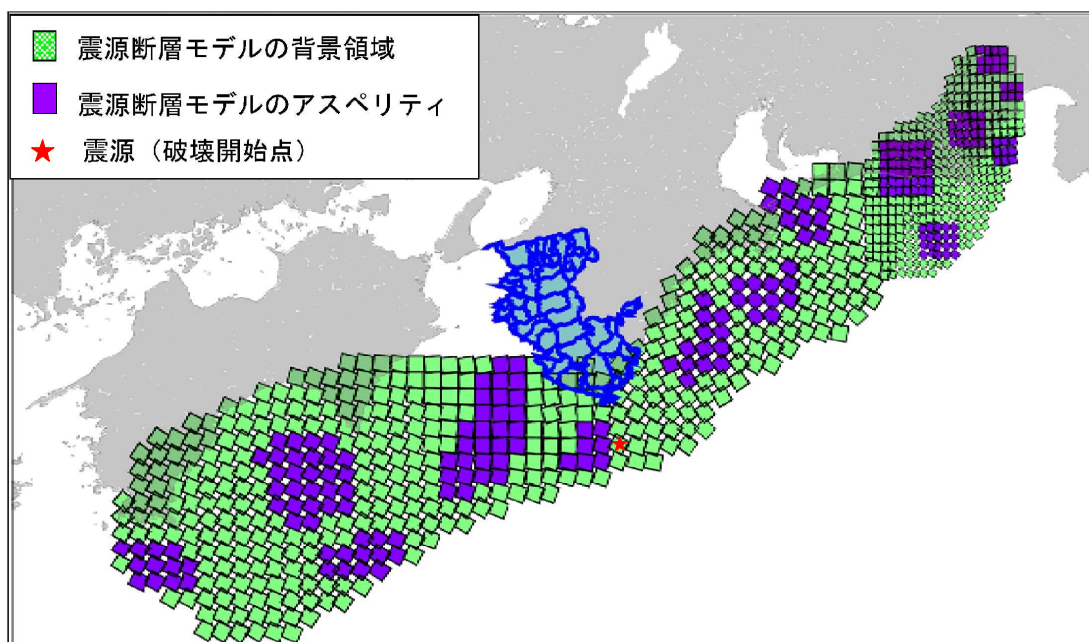
出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）強震断層モデル編－強震断層モデルと震度分布について－（平成24年8月29日）

【南海トラフ巨大地震 ケース③「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定（津波断層モデルのすべり量設定）】



出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編－津波断層モデルと津波高・浸水域等について－（平成24年8月29日）

【東海・東南海・南海3連動地震における想定震源断層モデルの位置】



出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成18年3月）

（注）アスペリティ：通常は地盤が強く固着しているが、ある時に急激にずれて地震波を出す領域のうち、周囲に比べてとくにすべり量が多い領域のことをいう。

### 第3項 被害の想定

#### 1 震度予測

3連動地震の場合は、震度5強から震度6強となり、巨大地震の場合は、町全域が想定震度6強以上と予測される。なかでも、由良港沿岸地区（吹井～阿戸）と神谷地区では、想定震度7と予測され激震域になると考えられる。

【震度予測結果】

想定地震	地震規模	本町域内の震度
「東海・東南海・南海3連動地震」	Mw8.7	5強～6強
「南海トラフ巨大地震」	Mw9.1	6強～7

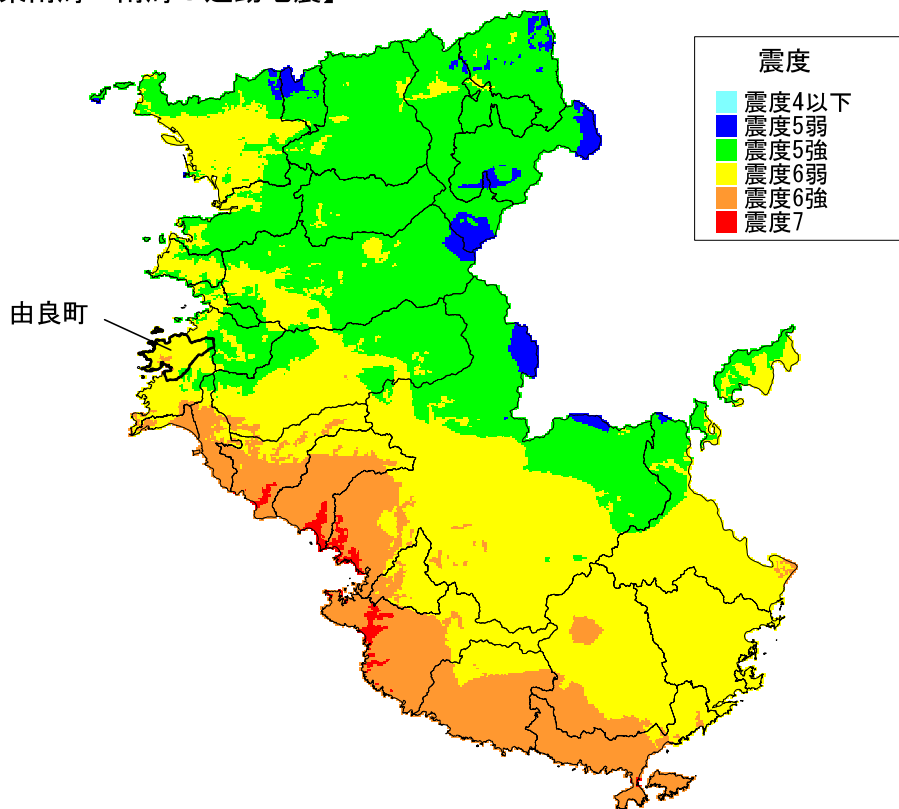
出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

#### 2 液状化予測

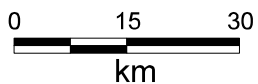
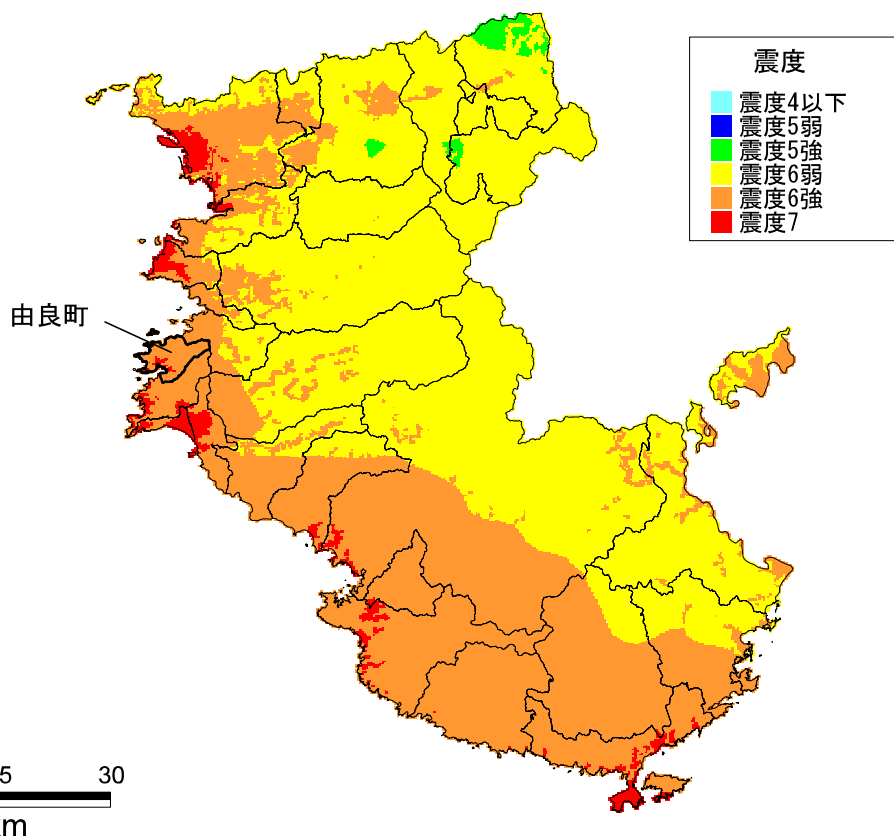
地盤液状化に関して、本町で起こり得る危険性のある地域は、地形の大区分での低地、人工改変地（埋立地）に相当する部分であり由良港沿岸部の人工改変地及び由良川の河口部付近では、液状化危険度は極めて高いと予想される。一般に液状化危険度は揺れが大きく、地下水があり液状化を引き起こす砂層が厚い区域が高くなる傾向にある。

今後大きな地震が発生した場合、地盤液状化の発生も念頭に入れておかなければならない。

【東海・東南海・南海3連動地震】



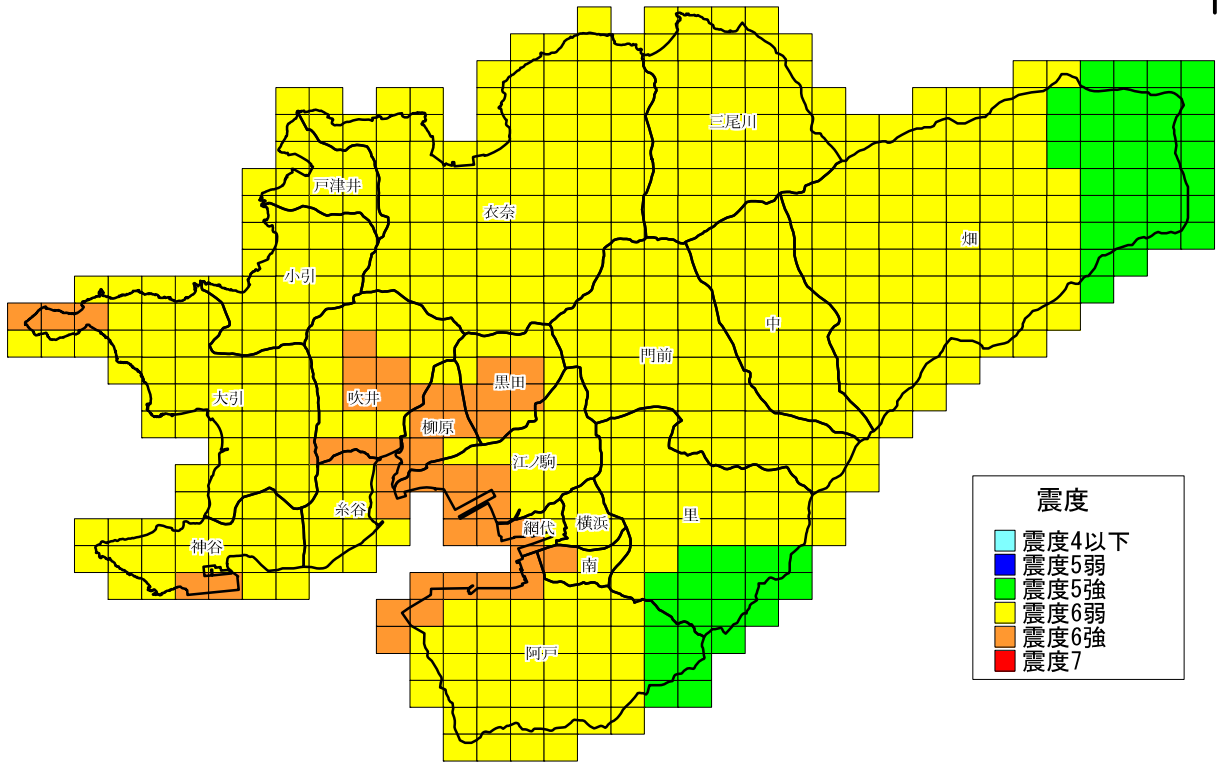
【南海トラフ巨大地震】



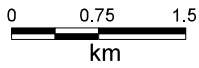
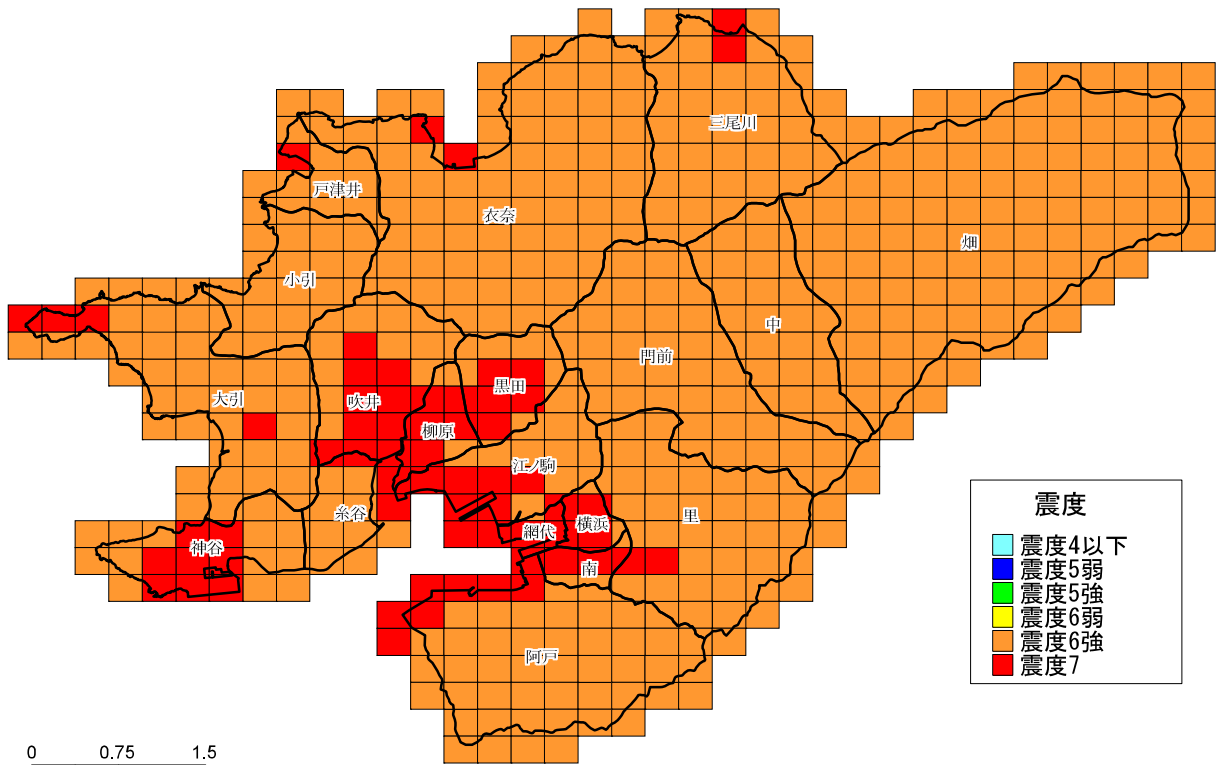
※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）  
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【和歌山県震度分布図】

【東海・東南海・南海3連動地震】



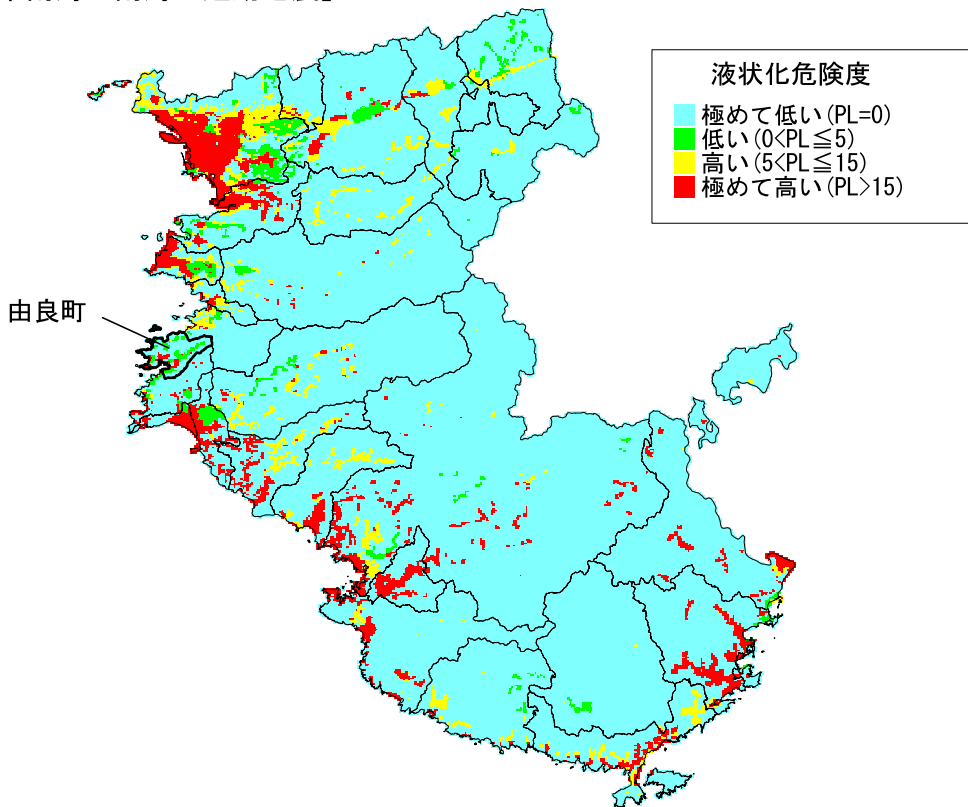
【南海トラフ巨大地震】



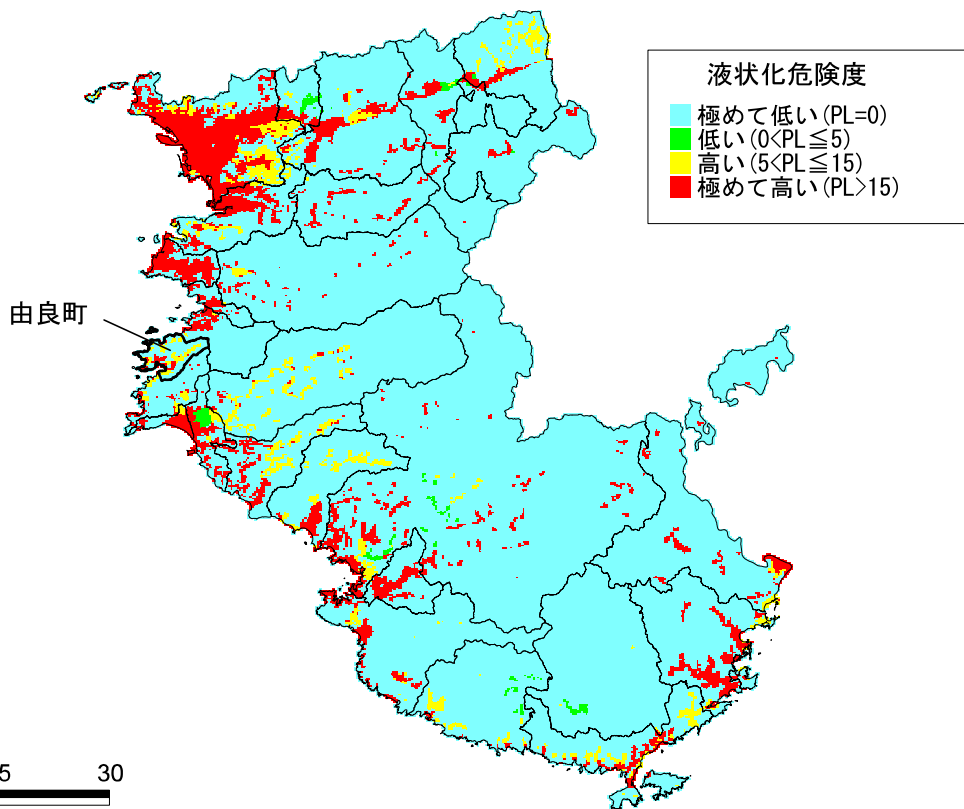
※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）  
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【由良町震度分布図】

【東海・東南海・南海3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】

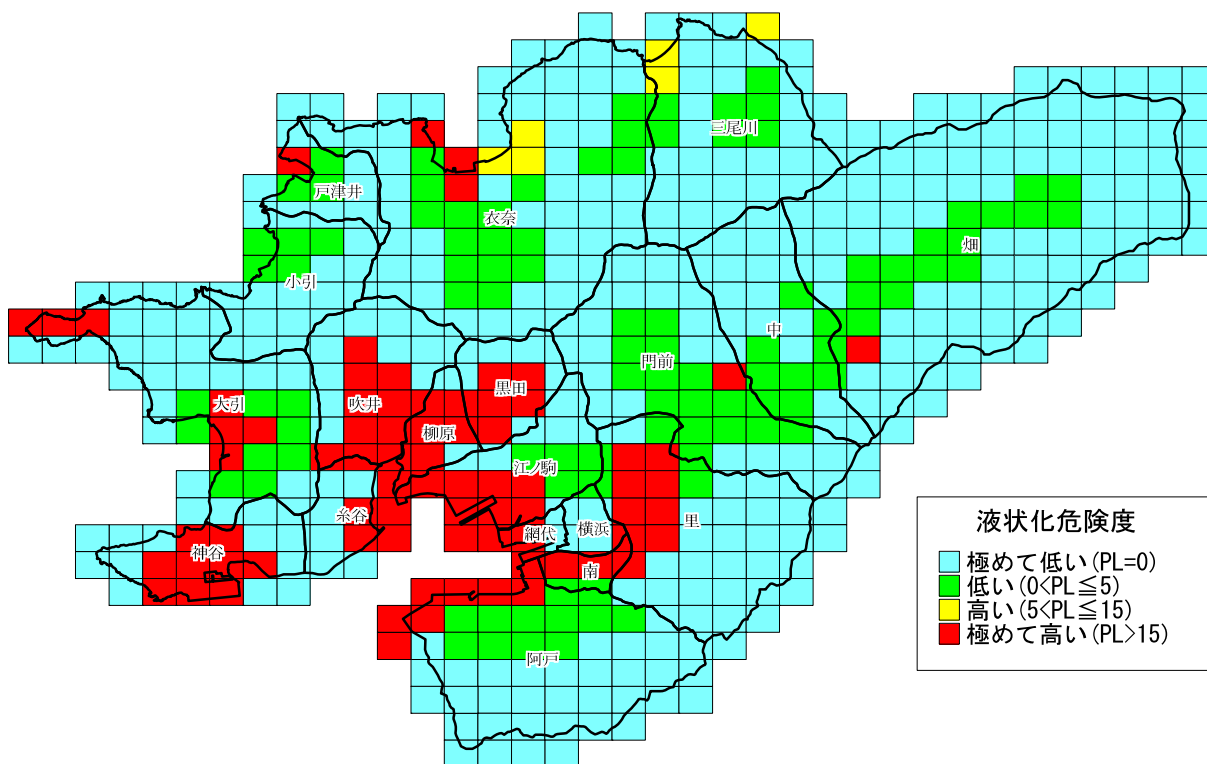


※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）  
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

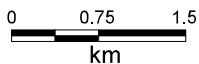
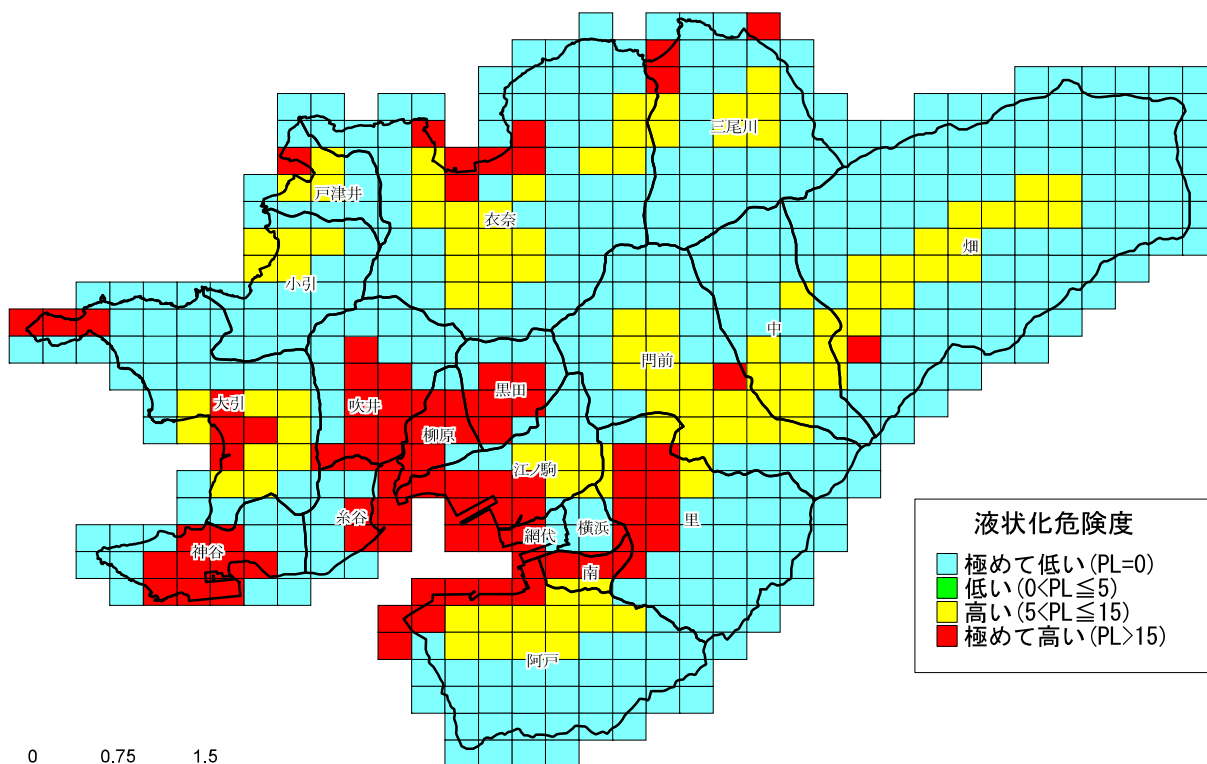
【和歌山県液状化危険度分布図】



【東海・東南海・南海3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】



※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）  
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【由良町液状化危険度分布図】

### 3 建物被害予測

建物の被害について、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し予測した。

巨大地震の場合は、揺れ等による全壊棟数が約1,500棟、津波による全壊棟数が約1,200棟、焼失による全壊棟数が約16棟と予測され、本町全棟数の約66%が全壊することとなる。

被害は、震度7が予測される領域と津波による浸水が想定される地域に集中すると考えられ、とくに、由良港周辺では、甚大な被害が発生すると予想される。

【建物被害予測結果】

想定地震	揺れ等による全壊 [棟]	津波による全壊 [棟]	焼失による全壊 [棟]	全壊棟数合計 <sup>(注1)</sup> [棟]
「東海・東南海・南海3連動地震」	200	1,100	5	1,300
「南海トラフ巨大地震」	1,500	1,200	16	2,700

(注1) 予測等は概数で示されており、要因別の合計とは一致しない。

出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

### 4 人的被害予測

死者数は、巨大地震の場合、建物倒壊（震動）による被害が約70人、建物倒壊（斜面崩壊）による被害が約1人、津波による被害が約910人、火災による被害が約2人と予測され、要因別には津波による被害が最も大きいと予想される。

なお、人的被害の予測結果は、最大の被害となる冬の夕方18時・風速8m・早期避難しない（津波避難行動）・夜間の避難（日没後の避難）の条件での予測結果である。

【人的被害予測結果（死者数）】

想定地震	建物倒壊（震動）による被害死者数 [人]	建物倒壊（斜面崩壊）による被害死者数 [人]	津波による被害死者数 [人]	火災による被害死者数 [人]
「東海・東南海・南海3連動地震」	10	1	350	0
「南海トラフ巨大地震」	70	1	910	2

出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

## 5 避難者・帰宅困難者の予測

避難者数は、1日後、1週間後、1ヵ月後における避難者数を、建物全壊・半壊数予測、浸水区域、断水人口予測より、避難所生活者数を予測した。

巨大地震の場合、1日後は、津波浸水想定区域内の居住者は注意報が解除されるまでは、避難者となっているため、約3,000人と予測され、1週間後は、自宅が全壊、半壊（一部）した住民及び断水地区の住民が避難者となり、約3,200人の避難者数となる。

1ヵ月後は、水道・下水道施設等、ライフライン施設の復旧が進むため、約1,200人と予測される。

ピーク時の予測では本町の人口6,433人（H26地震被害想定直近人口〔住民基本台帳：平成26年4月1日現在〕）の約49.7%が避難所生活を強いられることとなる。

帰宅困難者は、3連動地震、巨大地震においても全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5強以上である。このため、県内では鉄道全線の不通及び、道路の通行止めが多く発生すると予測されるため、3連動地震、巨大地震ともに、約840人の帰宅困難者が発生する結果となった。

### 【避難者数の予測結果】

想定地震	避難所 避難者数 (1日後) [人]	避難所 避難者数 (1週間後) [人]	避難所 避難者数 (1ヵ月後) [人]	帰宅困難者 [人]
「東海・東南海・南海3連動地震」	2,600	2,400	690	840
「南海トラフ巨大地震」	3,000	3,200	1,200	840

出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

## 6 津波浸水想定

津波シミュレーション結果によると、地震発生後、「南海トラフの巨大地震」では、最大津波高10m、津波高1m到達時間24分、「東海・東南海・南海3連動地震」では、最大津波高7m、第1波最大津波到達時間35分と予測される。

津波の到達時間と波高、浸水域及び浸水深の状況は、「3連動地震と南海トラフの巨大地震の比較」、「主要施設の津波浸水予測状況」、「津波浸水想定図」に示すとおりである。

【3連動地震と南海トラフの巨大地震の比較】

項目 \ 想定地震	東海・東南海・南海 3連動地震 (H25和歌山県想定)	南海トラフの巨大地震 (H25和歌山県想定)
地震規模	Mw8.7	Mw9.1
最大津波高	7m	10m
平均浸水深	2.5m	4.2m
津波浸水面積	150ha	230ha
津波到達時間	第1波最大津波:35分	津波高1m:24分 津波高3m:27分 津波高5m:33分

出典：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（H25和歌山県）より作成

主要施設で予測される津波到達時間（浸水深1m）及び浸水深は、以下のとおりである。

【主要施設の津波浸水予測状況】

主要施設名	東海・東南海・南海 3連動地震 (H25和歌山県想定)		南海トラフの巨大地震 (H25和歌山県想定)	
	浸水深1m 到達時間(分)	浸水深 (m)	浸水深1m 到達時間(分)	浸水深 (m)
由良町役場	37分	3～5m	31分	5～10m
日高総合庁舎	—	—	38分	1～2m
御坊警察署	—	—	—	0.3～1m
日高広域消防事務組合	—	—	—	—
ひだか病院 (災害拠点病院)	—	—	35分	3～5m
国立病院機構和歌山病院 (災害支援病院)	—	—	28分	3～5m

出典：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（H25和歌山県）より作成

～シミュレーションの限界～

シミュレーションは、津波の浸水域や到達時間を推定するのに有効な手法ですが、その利用にあたってはシミュレーションの限界を理解しておく必要がある。

\*シミュレーションの計算値は計算格子（メッシュ）の平均値を示すものである。

本町のように複雑に入り組んだ海岸においては、急激な波高の変化を表現できない場合がある。

想定地震	南海トラフの巨大地震 (H25和歌山県想定)
項目	
地震規模	Mw9.1
最大津波高	10m
平均浸水深	4.2m
津波浸水面積	230ha
津波到達時間	津波高1m:24分 津波高3m:27分 津波高5m:33分

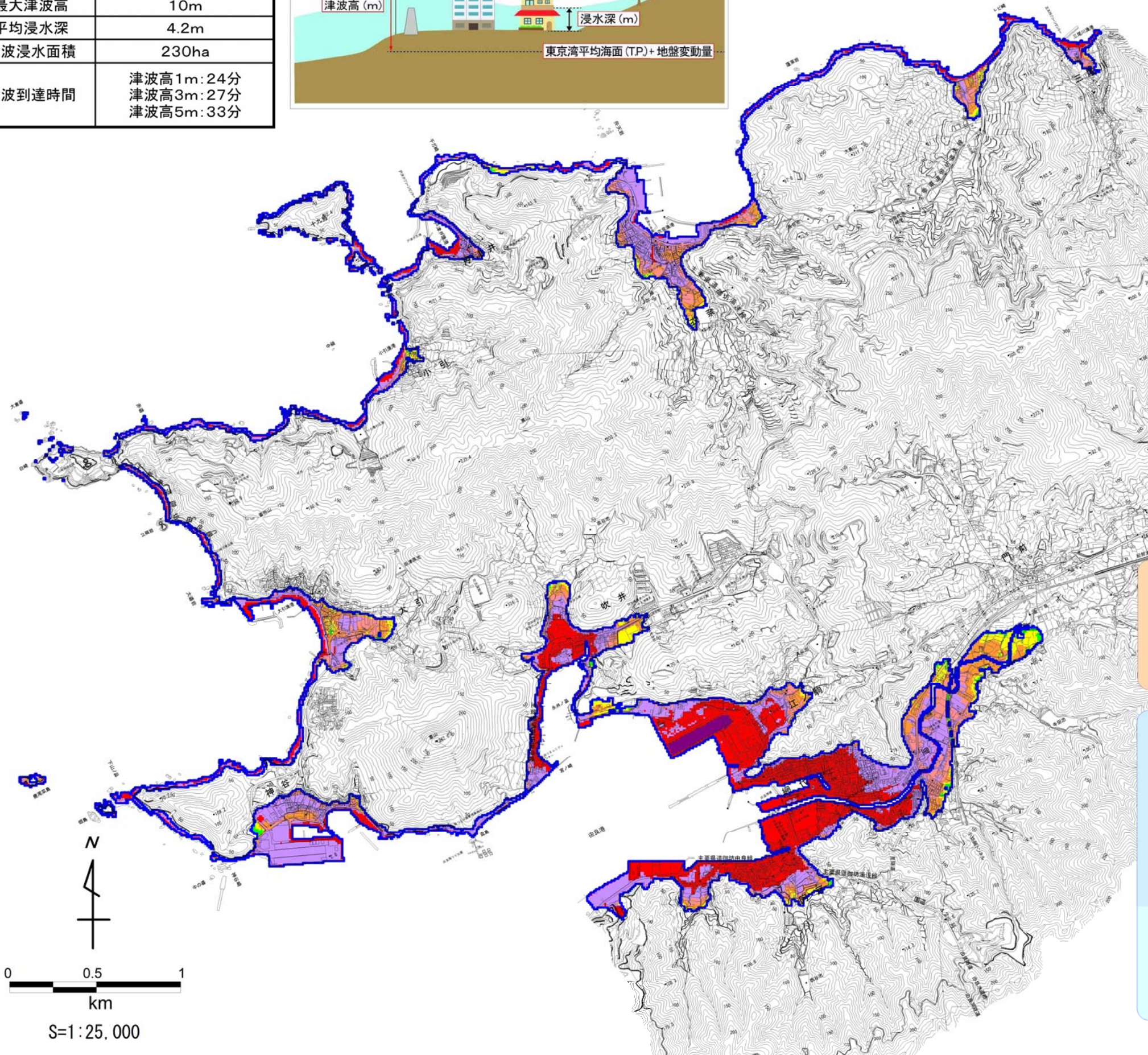


## 南海トラフの巨大地震

地震規模：Mw9.1  
千年～万年で1回程度発生するかどうかの地震

【平成25年 津波浸水想定 和歌山県公表内容】

- 内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、より詳細な地形データ等を用いて和歌山県が想定したもの。
- 発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば、被害が甚大なもの。対策が非常に困難。
- 「何としても逃げ切る」ためのソフト対策を中心とした防災・減災対策を検討するために想定したもの。



凡 例

津波防災地域づくりに関する法律

津波災害警戒区域

津波浸水想定区域 (浸水深分布)

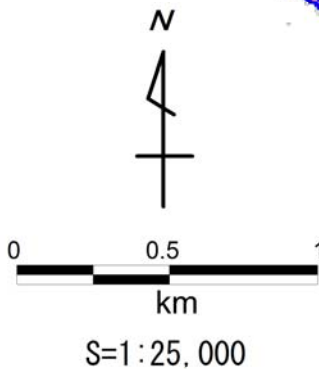
- 0.01m以上～0.3m未満
- 0.3m以上～1.0m未満
- 1.0m以上～2.0m未満
- 2.0m以上～3.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 5.0m以上～10.0m未満
- 10.0m以上～20.0m未満

【津波災害警戒区域の指定について】

- 指定区域  
南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域
- 津波災害警戒区域  
津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害を生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

【津波浸水想定 の計算条件 (主なもの)】

- 潮位条件  
朔望平均満潮位 T.P. +1.00m  
注1) 朔望平均満潮位とは、朔(新月)および望(満月)の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値  
注2) T.P.(東京湾平均海面)とは、我が国の陸地の標高の基準となる高さ
- コンクリート構造物(護岸・防波堤等)  
地震動により「破壊する」ものとする。
- 盛土構造物(堤防)  
地震動により、地震前の25%の高さとする。(75%沈下)  
その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。
- 道路・鉄道  
地形データとして取り扱う(破壊しない)。
- 建築物  
建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定。
- 地盤変動量  
地盤の隆起は考慮しない。



※和歌山県津波浸水想定(平成25年)を基に作成

【津波浸水想定図】(南海トラフの巨大地震)

想定地震	東海・東南海・南海 3連動地震 (H25和歌山県想定)
項目	
地震規模	Mw8.7
最大津波高	7m
平均浸水深	2.5m
津波浸水面積	150ha
津波到達時間	第1波最大津波:35分

## 東海・東南海・南海3連動地震

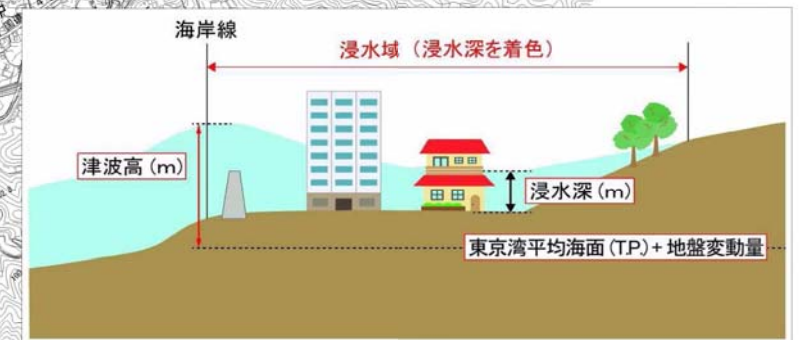
地震規模：Mw8.7  
100年前後で発生する地震

### 【平成25年 津波浸水想定 和歌山県公表内容】

- 内閣府が平成15年に宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもの。従来から和歌山県が防災・減災対策の「想定津波」としてきたもの。
- 100年周期で発生する地震。頻度が高く、先ず対策が必要なもの。
- 引き続き県民の命と財産を守るため、ソフト対策、ハード対策による防災・減災対策の「想定津波」の中心とするため、新しい地形データ等を用いて想定したもの。

### 凡例 津波浸水想定区域（浸水深分布）

- 0.01m以上～0.3m未満
- 0.3m以上～1.0m未満
- 1.0m以上～2.0m未満
- 2.0m以上～3.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 5.0m以上～10.0m未満
- 10.0m以上～20.0m未満



### 【津波浸水想定 of 計算条件（主なもの）】

- 潮位条件  
 朔望平均満潮位 T.P. +1.00m  
 注1) 朔望平均満潮位とは、朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値  
 注2) T.P.（東京湾平均海面）とは、我が国の陸地の標高の基準となる高さ
- コンクリート構造物（護岸・防波堤等）  
 地震動により「破壊する」とする。（ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定）  
 津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。
- 盛土構造物（堤防）  
 地形データとして取り扱う（破壊しない）。
- 道路・鉄道  
 地形データとして取り扱う（破壊しない）。
- 建築物  
 建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定。
- 地盤変動量  
 地盤の隆起は考慮しない。

※和歌山県津波浸水想定（平成25年）を基に作成

【津波浸水想定図】（東海・東南海・南海3連動地震）

【由良町の地震被害想定結果一覧表】

項目		想定地震	東海・東南海・南海 3連動地震 (H26和歌山県想定)	南海トラフ巨大地震 (H26和歌山県想定) 地震震源:陸側ケース、津波波源:ケース③
前提	地震規模		Mw8.7	Mw9.1
	季節及び時刻・風速		※①夏昼12時・4m、②冬夕方18時・4m、③冬夕方18時・8m、④冬深夜2時・4mのうち被害が最大となる数値を表示。	
震度分布			震度5強～震度6強	震度6強～震度7
建物被害	全壊棟数 <sup>(注1)</sup> 、全壊率	1,300 棟	32 %	2,700 棟 66 %
	揺れ等 <sup>(注2)</sup>	200 棟		1,500 棟
	津波	1,100 棟		1,200 棟
	焼失	5 棟		16 棟
	半壊棟数、半壊率	850 棟	21 %	600 棟 15 %
人的被害	死者数 <sup>(注3)</sup>	360 人		980 人
	建物倒壊(震動)	10 人		70 人
	建物倒壊(斜面崩壊)	1 人		1 人
	津波 <sup>(注4)</sup>	350 人		910 人
	火災	0 人		2 人
	重傷者数	37 人		120 人
	軽傷者数	150 人		280 人
ライフライン被害	上水道断水人口(発災直後)	6,500 人		6,600 人
	下水道支障人口(発災直後)	3,100 人		3,200 人
	停電軒数(1日後)	110 軒		1,400 軒
	固定電話(発災直後)	850 回線		1,800 回線
交通施設被害	道路	7 箇所		14 箇所
	鉄道	11 箇所		16 箇所
	港湾(由良港)	17 箇所		40 箇所
生活への被害	避難所避難者数(1日後)	2,600 人		3,000 人
	帰宅困難者	840 人		840 人
	食料(3日間)	27,300 食		31,800 食
	飲料水(3日間)	53,100 リットル		57,200 リットル
	毛布	5,100 枚		6,300 枚
津波堆積物(最大値)		90,000 トン		137,000 トン
災害廃棄物		127,000 トン		259,000 トン

(注1)、(注3)予測等は概数で示されており、要因別の合計とは一致しない場合がある。

(注2)液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数

(注4)津波による死者数の条件は、早期避難しない場合(避難行動区分:ケース3)

出典:「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について(H26和歌山県)より作成



## 第3章 由良町防災対策の基本的な考え方

災害対策の目的は、町民の生命、身体及び財産を保護し、社会生活を維持することにある。この目的を達成するための具体的な目標として、本町の地域特性や過去の災害実績、年々発生の高まりつつある東南海・南海地震を念頭に、防災に関わる課題を整理するとともに、東日本大震災、紀伊半島大水害（平成23年台風第12号による災害）など近年の災害における教訓や、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、災害の軽減化を図るため次の基本方針を設定し、防災対策を推進する。

### 1 災害に強い地域基盤の整備

本町は、海岸や山地に接近した集落・市街地が多く、災害を受けやすい条件にある。そこで、災害時において被害を最小限に抑えるため、治山・治水対策の充実を図る。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定されたことを受け、防災拠点や避難路・避難場所の整備、建築物の耐震・不燃化の促進等大規模災害への対策をさらに推進し、災害に強い地域空間の形成を目指す。

- ・災害危険箇所等における防災対策事業の推進
- ・大雨や大規模な地震等により土砂災害の発生が予想される地域における開発行為の規制
- ・役場本庁舎が被災し防災拠点として使用できなくなる事態に備え、防災活動拠点としての機能を備えた代替防災拠点（被災が無い場合は、後方防災拠点として機能）の整備
- ・津波から円滑に避難できる避難路の確保、誘導表示板等の整備
- ・防災拠点、避難場所・避難路、消防水利施設等の防災施設の整備推進
- ・交通、ライフライン施設の整備と災害対策の推進
- ・災害に強い情報システム、行政データのバックアップシステム（クラウド化）の構築
- ・面的な集落整備と建築物の耐震・不燃化の促進
- ・消防力の強化

### 2 災害時に即応できる防災体制の確立

災害発生時において、迅速且つ的確に応急対策活動を行うため、防災活動体制の強化を図るとともに、防災関係機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

- ・動員体制や各職員の役割分担の明確化による災害対策本部機能の強化
- ・防災ライブカメラ等監視機器の整備、拡充による現場状況の早期把握
- ・「避難情報の発令基準・伝達マニュアル」（避難場所の見直し、各種災害からみた危険箇所の洗い出し、数値的判断基準の設定など）の修正（再整備）
- ・防災行政無線、携帯電話、気象予測システム（SYNFOS-3D降水予測など）、インターネット等多様な情報機器の整備・活用による情報収集・伝達体制の整備
- ・町の業務継続計画（BCP）の推進と行政機能の早期復旧に向けた体制整備
- ・復興計画の事前策定・復興まちづくりの目標及び基本方針の検討
- ・医療体制の整備、飲料水・食料・生活必需品の確保等の救助・救護・救援活動体制の整備

- ・迅速な道路啓開を実施するための体制整備
- ・災害ボランティア受入体制の整備
- ・防災関係機関との連携強化と他市町村との広域的な応援体制の確立

### 3 要配慮者に対する支援の強化

高齢者や乳幼児、障害者、難病患者、外国人等のいわゆる要配慮者が災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としていることは過去の大規模災害の課題からも明らかである。

そこで、災害時において円滑に避難・救護活動が行えるよう、災害時要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策を進める。

- ・要配慮者利用施設における防災体制の強化
- ・要配慮者に対する防災知識の普及
- ・避難行動要支援者名簿の整備
- ・地域ぐるみの支援体制の整備
- ・要配慮者に配慮した情報伝達方法の確立

### 4 町民参加による地域防災力の向上

町民の定住意識は高く、また町民間や家庭内での連帯感が大都市に比べ高いといえる。しかし、高齢化が進んでいるとともに、特に昼間は女性、子供、高齢者が人口の多くを占め、災害が発生した場合には、社会的混乱が大きくなるおそれがある。

このような現状を踏まえ、自主防災組織の育成をコミュニティ活動の一環として支援し、防災知識の普及を図り、防災訓練等を実施することによって町民参加による地域防災力の向上を目指す。

また、学校における防災教育を促進し、防災力を身につけた未来の人づくりの育成に努める。

- ・自主防災組織活動の活性化、防災リーダー（若者や女性）の育成
- ・学校における防災教育の実施を支援し、学校・家庭・地域・行政の連携強化を推進
- ・防災意識の啓発、防災知識の普及
- ・企業等の地域活動の参加促進
- ・実践的な防災訓練の実施

### 5 情報提供体制の整備

災害時には、社会的混乱を抑制し、町民生活の安定を図るため、災害情報、被害状況、避難に関する情報、応急対策実施状況に関する情報、安否情報等を即時に町民に提供することが重要である。

そこで、防災行政無線、携帯メール、広報紙、インターネット（ホームページ、SNS）等を活用し、多様なメディアによる情報提供制度を整備する。

- ・防災行政無線
- ・携帯メール配信サービス、SNSの活用
- ・消防団招集メールシステムの活用

- ・ 広報紙への防災記事の掲載
- ・ ホームページへの防災記事の掲載
- ・ 各小中学校へのパソコンの配置とインターネットへの接続

## 第4章 防災関係機関の事務分担

### 第1節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

由良町、県並びに由良町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理し、その際相互に協力するよう努める。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 由良町

由良町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、由良町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
由 良 町	ア 由良町防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災町営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

## 2 和歌山県

和歌山県は、由良町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、由良町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、且つその総合調整を行う。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	ア 和歌山県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

## 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、由良町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、由良町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	ア 管区内各府県警察の指導・調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 関係機関との協力 エ 情報の収集及び連絡 オ 警察通信の運用 カ 警察官の応援派遣
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
8 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と防災管理 イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 ウ 海上の流出油に対する防除措置 エ 港湾・海岸保全施設等の応急復工法の指導
9 第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部)	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送 エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用
10 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
11 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し
12 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
13 近畿地方建設局 (和歌山河川国道事務所、 紀南河川国道事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
14 近畿地方環境事務所	災害廃棄物の処理対策

## 4 自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第37普通科連隊 第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救助物資の輸送並びに通路の応急 啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

## 5 消防機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 日高広域消防事務組合 消防本部	ア 防災に関する教育及び訓練 イ 防災資機材の整備点検 ウ 災害情報などの収集及び必要な広報 エ 災害の防除、警戒、鎮圧 オ 要救助被災者の救出、救助 カ 傷病者の救急搬送 キ 自主防災組織の育成及び指導
2 消防団	ア 消防活動 イ 救助救急活動 ウ 避難活動 エ 行方不明者の搜索 オ 町及び日高広域消防事務組合消防本部

## 6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、由良町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 日本郵便株式会社 (町内各郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取り扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
2 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 西日本電信電話株式会社 和歌山支店 株式会社N T T ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取り扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
4 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
5 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
6 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
7 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理

## 7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、由良町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 バス機関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送



機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
2 輸送機関	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
3 放送機関 株式会社和歌山放送 株式会社テレビ和歌山 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社 朝日放送ラジオ株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
4 医療機関 一般社団法人 和歌山県医師会 公益社団法人 和歌山県看護協会	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力

## 8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、由良町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 病院等経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 紀州農業協同組合(JA紀州) 由良町漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合各支所	ア 由良町が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
4 商工会議所、商工会等商 工業関係団体	ア 由良町が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
5 金融機関	被災事業者に対する資金融資
6 危険物及び高圧ガス施設 等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検

### 第3節 町民、地域、事業所の役割

広域的災害や大規模災害が発生した場合、公的な防災機関は、その総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

こうした実情を踏まえ、町民及び事業所は、「自らの安全は自らの手で守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講じるとともに、災害時には防災機関の協力と指導のもとに可能な限り応急復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

また、地域の事業所は、地域における自治会等と緊密な連携をとり防災活動の推進に協力する。

#### 1 町民の役割

災害による被害を軽減するため、火災等の二次的災害の防止に努め、地域住民による自主防災組織等の組織的な防災体制の確立に努める。

#### 2 地域の役割

地域における防災対策は自主防災組織のもとで、地域住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即した町民の組織力を強化し、「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立に努める。

#### 3 事業所の役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより従業員、利用者等の安全を確保するほか、地域の防災活動への積極的な協力に努める。